

故殺	テキコバロデ	首服	ハクバヤウヲシテ	酌量	クシ	原諒	ゲンリョウ
再犯	フタビ	徵收	アゲル	俱發	イツシヨニ	餘罪	アマリノ
算	ヒトツニサン	比較	ベル	正犯	ホツトウ	教唆	オダテソ
指定	ツサシ	器具	キカイ	誘導	ス、メ、	幫助	ホウジヨ
未遂	イマダ	障礙	サ、	配偶者	ナルモノ	庶子	シヨ
曾玄孫	マレハゴ	舛錯	マテガク	三后	サンコウ	皇太后	クワウ
第二編	コウエキ	皇室	オンイヘ	政府	テイウテイノ	顛覆	テンフク
陵	レウ	危害	キガイ	内乱	コクナイン	政府	テイウテイノ
公盆	コウエキ	内乱	コクナイン	政府	テイウテイノ	顛覆	テンフク

目的	モクテキ	首魁	ホツトウ	群衆	グンシュウ	指揮	シ
兵器	ヘイキ	金穀	キンコク	資給	シキフ	附和	フワ
邦土	ハウト	僭窃	ケンセツ	朝憲	テウケン	紊亂	モンラン
雜役	サツエキ	彈藥	タンヤク	指揮	シ	扼要	エツヤウ
變亂	ヘンラン	下手者	テラオロシテ	招募	マウボ	準備	ジュンビ
陰謀	インボウ	抗敵	カウテキ	交戰	カウセン	軍情	グンシヨウ
機密	キミツ	漏泄	ロウセツ	屯集	トンシツ	間諜	カンテフ
賂遺	ロクイ	收受	シウシウ	缺乏	ケツバウ	說諭	セツエン
匿	トク	收受	ウケトル	缺乏	トボシ	說諭	トキ

テツハウ オホツ	護送 マモリ オタル	破裂 ヤブレ サケル	販賣 バイ ウル	職工 シヨクゴウ ハ。セト	通信 ツウシン
シヨブンス ニ。ナラス	原犯 ゲンハン モトノ	通謀 ツウバウ タシ	劫奪 ケウダツ トル	看守 カンシユ バン	銃礮 シユハク
スデニシヨブンニ ナリタルモノ	囚徒 シウト ウツ	獄舎 ゴクシャ ロウマ。具	毀壞 クワイ ス	未決 ミケツ ダ	已決 キケツ
アウダバ ウツ	創傷 ソウウ ケル	形容 ケイヨウ カ。タ。テ。言	侮辱 ブジョク カシノル	歐傷 オウウ キズツク	已決 キケツ
動 ドウ	倉庫 ソウコ ラク	燒燬 セウキ ナフ	脅 ケフ カス	歐傷 オウウ キズツク	已決 キケツ
アツ メル	暴動 バウドウ ナルマ	喧鬧 ケンノウ グ	強迫 ケウハク セマル	騷擾 ソウジョウ ミタル	煽 セン
キヨク グワイ	局外中立 コクガイチュウリツ カ。メ。イ。セ。ヌ	靜謐 セイビツ ヤカ	兇徒 ケウト ワルモノ。衆	嘯聚 シヤウジュ シ	

マヘノ スデ	職業 シヨクゲフ スギ	容貌 ヨウバウ カタテ。體格	分付 ブンフ ワケ	潜匿 センソク シ	軍人 グンジン
カク ル	隣佑 リンウ キ。ン。ジ。ヨ。サ。ガ。ス	發見 ハツケン ミ。タ。ス。覺。知	在營 ザイエイ タムロシヨ	軍人 グンジン	
グン シヨク	軍屬 グンシヨク ヘイタイ	所屬 シヨク 官。ハ。オカシラ	行軍 カウグン ク。リ。タ。ス	監倉 カンソウ リヤ	
カン シヨク	一長ハ。アガリ ヤノオカシラ	獄舎 ゴクシャ ロウマ。密。室。ハ	監禁 カンキン コト	監獄則 カンゴクソウ ロウマ	
コ キウ	故舊 コキウ マルキ	接見 セツケン タイ	書翰 シヨカン テ。ガ。シ。書	授受 ジュジュ トリ	貸 タイ
ママル ツミ	責付 セキフ アツケ。概	加重 カテウ オモキニクハ。減	模様 モウヤウ アリ	正條 セイテウ アリ	
ニシ メス	罪證 シサイ ツツシ。シヨウコ	未遂罪 ミスイサイ イマ。レ。ト。ゲ	脅迫罪 ケウハクシサイ オ。バ。シ		
ツミ	當然 タウゼン アタリマヘ。釋	勾留 コウリウ トメ。オ。キ。疾	收監狀 シウカンシヤウ アガリ		

者 <small>シヤオ</small>	共犯 <small>ケウハン</small>	恐嚇 <small>ケウカク</small>	家宅搜索 <small>カタクソウソク</small>	鑑定 <small>カンテイ</small>	二 <small>ニ</small>	物 <small>モノ</small>	與 <small>ヨ</small>
通事 <small>ツウジ</small>	關スル <small>クワンスル</small>	詐言 <small>サゲン</small>	急遽ノ際 <small>キフキヨノサイ</small>	諸般 <small>シヨハン</small>	更改 <small>カウカイ</small>	藥餌 <small>ヤクニ</small>	職權 <small>シヨケン</small>
國語 <small>コクゴ</small>	部分 <small>ブブン</small>	録取 <small>ロクシユ</small>	履行 <small>リョウギョウ</small>	徵憑 <small>テイヒョウ</small>	報告 <small>ハウコク</small>	給與 <small>キツキョ</small>	允許 <small>インキョ</small>
通譯 <small>ツウヤク</small>	龍耳者 <small>ロウジヤ</small>	龍耳者 <small>ロウジヤ</small>	對質 <small>テイシツ</small>	判定 <small>ハンテイ</small>	推測 <small>スイソク</small>	超過 <small>テウワ</small>	貨幣 <small>カネ</small>
宣誓 <small>センセキ</small>	啞 <small>ア</small>	啞 <small>ア</small>	對質 <small>テイシツ</small>	集取 <small>シフシユ</small>	物件 <small>ブツケン</small>	每 <small>ミョ</small>	食 <small>シヨク</small>

奪 <small>ダツ</small>	精神 <small>セイシン</small>	畏懼 <small>イキウ</small>	費用 <small>ヨウイ</small>	出頭 <small>シュツトウ</small>	遲延 <small>チエン</small>	性質 <small>セイシツ</small>
停止 <small>テイシ</small>	不充 <small>フシウ</small>	後見 <small>コウケン</small>	豫知 <small>ヨチ</small>	公務 <small>コウム</small>	辨解 <small>ベンカイ</small>	方法 <small>ハウフ</small>
證憑 <small>シヨウヒョウ</small>	瘖啞 <small>インア</small>	幼者 <small>ヨウシャ</small>	遺失 <small>イシツ</small>	事故 <small>ジコ</small>	閉鎖 <small>ヘイサ</small>	利益 <small>リキ</small>
免訴 <small>メンソ</small>	公權 <small>コウケン</small>	知覺 <small>チカク</small>	愛憎 <small>アイソウ</small>	再 <small>サイ</small>	看守者 <small>カンシユシヤ</small>	監護 <small>カンゴ</small>
醫師 <small>イシ</small>	剝 <small>ハク</small>	剝 <small>ハク</small>	剝 <small>ハク</small>	剝 <small>ハク</small>	匿 <small>トク</small>	遞送 <small>テイソウ</small>

没入 ボツニ ナガレ コシ	徴取 チヨウ シヤ トリ	交付 カウ フ ワタ	全免 ゼン メン マツ タク ユルス	釋放 セキ ハツ ト キ	本 ホン ト キ ワ ケ タル ホン	終結 シヤ ケツ シ マイ	保釋 ホウ セキ ト ガ ニ ン ヲ ヤ ド サ ゲ ニ ス ル	保證 ホ シ ヤ ウ ウ ケ ア フ	令書 レイ シ ョ カ キ ツ ケ	紙尾 シ ビ カ キ ツ ケ ノ シ マ イ	詳記 シヤ ウ キ ツ マ ヒ ラ カ ニ シ ル ス	各自 カ ク シ ノ イ	譯 ヤ ク	償金 シヤ ウ キン ツ ク ナ テ キン	金額 キン ガ ク カ ネ ダ カ	結果 ケツ ク ワ シ マ イ ノ ト	學術 ガク ジ ツ カ ク モ シ ノ ワ サ	命 メ イ	犯所 ハン シ ョ ツ シ ヲ ヲ カ マ シ ト コ ロ	旅費 リ ヨ タ ビ ノ ガ ウ ヨ ウ	日當 ニ ツ タ ウ ク バ ノ テ ア テ	日稼 ヒ カ セ ギ ヨ シ ノ ゴ ト シ ノ シ ヤ ク ハ ス ギ	神官 シン ク ワン カン ヌ シ ノ 僧 ハ ホ ウ ス	秘密 ヒ ツ ミ コ ト ヨ	委託 イ タ ク エ カ ネ マ カ ス	確實 カク シ ツ タ シ カ ナ ト	藥商 ヤク セウ ク ス リ	穩婆 オン バ トリ ア ケ	辨護人 ベン ゴ ニン カ イ ゾ ヘ ニン	公證人 コウ シ ウ ニン シ ヤ
------------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------------------	--------------------------	---	---------------------------	--	--	--	--	---	-----------------------------	-------------	---	--	---	---	-------------	--	---	--	---	---	----------------------------------	---	---	-------------------------------	-------------------------------	--	-------------------------------------

留置 リウ チ ト メ オ キ	財產 サイ サン シ ン	越權 エツ ケン ケン ゲ ン ヲ	趣意書 シュ イ ガ キ シ ユ	忌避 キ ヒ イ シ サ ケ ル	配偶者 ハイ グ ウ シ ヤ ツ レ ソ フ エン ジ ヤ	賄賂 ウイ ロ マ ヒ ナ ヒ ノ 贈 物 ハ オ ク リ モ ノ	收受 シウ ジュ コ	速ニ ス シ ヤ カ ハ ヤ ク	此限ニ コノ カ キ リ ア ラ ス	許否 キ ヨ ク エ ル ス マ イ ナ ヤ	確定 カク テイ タ シ カ ニ サ タ メル	第四編 ダイ シ ウ ヘン	簿冊 ホ ソ ツ チ ヤ ウ メ ン	登記 トウ キ カ キ ノ セ ル	順序 ジュ ン ジ ヨ シ ダ	未決勾 ミ ケツ コウ	留 リウ イ マ ダ シ ョ ブ ン ニ ナ ラ ヌ ト メ オ キ	減縮 ケン シユク ヘ シ メル	重要 チヨウ ウ エウ タ イ ジ ナ ト	公安 コウ アン セ ケン ノ ヤ ス	猥褻 ワ イ セツ シ ダ ラ	涉り ワ タ フ ウ ツ ク ハ ナ ラ ハ シ	辨論 ベン ロン ワ キ マ ヘ ロン ス	傍聽 バウ テイ ソ バ テ キ ク
-----------------------------------	--------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------	---	--	---------------------	---------------------------------------	---	--	--	---------------------------	--	--	-----------------------------------	----------------------	--	---------------------------------	---	--	-----------------------------------	---	---	---



第六編

復權  
トリモトス

廢棄  
スル

疑義  
ウタカヒ

償還  
シヤウケン

持赦  
ユル

假出獄  
カリニシユツヨク

辨濟  
ベンサイ

義  
ギ

務  
ツト

現在  
ケンサイ

生計  
メイケイ

品行  
ヘンカウ

認メタル  
タシカニ

勅裁  
テヨクサイ

棄却  
キヤク

裁可  
サイカ

情狀  
ジヤウジヤウ

具シ  
マラシメテ

治罪法註解 終

スル  
牒簿  
チヤウモン。藏匿ハガク  
決定  
ケツテイ  
キマル。債  
媒介  
バイカイ  
トリモ

受寄  
アツケル。欺罔ハ  
恐喝  
ケウカツ  
オドス  
若クハ  
アルテハ  
騙取  
ヘンシユ

官私  
クワンシ  
カタル  
知慮  
チリヨ  
モノ、カンガヘノ。淺  
錯乱  
サクラン  
マテ

授与  
アツケル  
物質  
モノ、シヤウ  
動産  
ドウサン  
キン、シヨ  
不

抵當  
テイタウ  
テキアテ。賣與  
費用  
ヒヤウ  
ツカテ

故買  
コバイ  
フマイトイフテ。シリ  
牙保  
ガホ  
ウケニン  
放火  
ハウカ  
ヒツケ。

燒毀  
マウキ  
ヤキコボツ。廢屋ハスタ  
肥料  
ヒヤウ  
デンハタノ  
露積  
ロキ  
マキソト

激發  
ゲキハツ  
ハゲシク  
煤氣井  
バイキ  
メイキ  
ガスヲクハヘルトコロ。蒸  
決水  
ケツスイ  
ツマ







第三編	犯罪ノ捜査起訴及ヒ豫審	九一丁
第一章	捜査	同丁
第一節	告訴及ヒ告發	同丁
第二節	現行犯罪	九三丁
第二章	起訴	九五丁
第一節	檢察官ノ起訴	同丁
第二節	民事原告人ノ起訴	九六丁
第三章	豫審	九七丁
第一節	令狀	九八丁
第二節	密室監禁	九五丁

第三節	證據	同丁
第四節	被告人ノ訊問及ヒ對質	九七丁
第五節	檢證及ヒ物件差押	九八丁
第六節	證人訊問	四十二丁
第七節	鑑定	四十七丁
第八節	現行犯ノ豫審	四十九丁
第九節	保釋	五十二丁
第十節	豫審終結	五十四丁
第四章	豫審上訴	五十七丁
第四編	公判	六十六丁

第一章	通則	六十六丁
第二章	違警罪公判	八十二丁
第三章	輕罪公判	八十八丁
第四章	重罪公判	九十四丁
第五編	大審院ノ職務	百五丁
第一章	上告	同丁
第二章	再審ノ訴	百十二丁
第三章	裁判管轄ヲ定ムルノ訴	百十五丁
第四章	公安又ハ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴	百十六丁

第六編	裁判執行復權及特赦	百十八丁
第一章	裁判執行	同丁
第二章	復權	百廿丁
第三章	特赦	百廿二丁



(條二第)

私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ附シテ刑事裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得ハズ罪ヲ犯スニヨリテ生シタル損害ノ賠償及ビ贓物ノ返還等ニ係ルモノニシテ金貨ノ多キ少キニ拘ハラズ犯罪ニテ刑事裁判所ニ於テ審判スルモノハ裁判所ノ手教ヲ省

於テ特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ附シテ刑事裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得但法律ニ於テ其

裁判所ニ私訴ヲ爲スコトヲ許サル場合ハ此限ニ在

ラス

又私訴ハ別ニ民事裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 公訴私訴ノ裁判ハ管轄裁判所ニ於テ現ニ施

行スル法律ニ定メタル訴訟手續ニ從ヒ之ヲ爲ス可

シ

第六條 刑事裁判所又ハ刑事裁判所ト民事裁判所ト

(條七第)

(條九第)

キ其爲メニ訴訟ノ入賞ヲ減スルノミナラス一般ノ經濟法ニ適シ被害者モ亦容易ニ證シ得ベキヲ以テナリ檢察官ノ起訴アルニ非ザレバ願下ヲ爲シシテ公訴附帯シ民事裁判所ニシタル時ハ被告人ノ承諾ヲ得テ願下ヲ爲ス刑罰ノ前テ起スニ非サレバ願下ヲ爲スハザルヲイ

二於テ公訴私訴並起ル時ハ公訴ノ裁判ニ先テ私訴ノ裁判ヲ爲ス可カラズ若シ賠償返還ノ言渡アリタル後刑ノ言渡アリタル時ハ共ニ其效ナカル可シ

第七條 民事裁判所ニ私訴ヲ爲シタル時ハ檢察官ノ起訴アルニ非サレバ願下ヲ爲シ更ニ刑事裁判所ニ

其訴ヲ爲スコトヲ得ス

刑事裁判所ニ私訴ヲ爲シタル時ハ被告人ノ承諾ヲ

得テ願下ヲ爲シ更ニ民事裁判所ニ其訴ヲ爲スコトヲ

得

第八條 被告人見訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖

(條九第)

理ス可キ事件  
ニ付テハ被害  
者ノ棄權又ハ  
私和  
并ニ証告罪  
ノ罪等被害者  
ノ告訴ヲ待テ  
受理スベキ事  
件ニ付テハ被  
害者ノ同意ニ  
テモ告訴ヲナ  
スモ其犯人ト  
和スルモ妨ケ  
ナキヲイフ  
犯罪ノ後頒布  
シタル法律ニ  
因リ其刑ノ廢

モ民法ニ從ヒ被害者ヨリ賠償返還ヲ要ムルノ妨礙  
ト爲ルヲナカル可シ

第九條 公訴ヲ爲スノ權ハ左ノ條件ニ因テ消滅ス

一 被告人ノ死去

二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ被害者ノ棄  
權又ハ私和

三 確定裁判

四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止

五大赦

六 期滿免除

(條二十第)

(條三十第)

止ルノヲ犯シタ  
ルニ付テハ其  
刑ヲ廢止セラ  
レタル片ハ公  
訴ヲナスノ効  
ナキヲイフ  
私訴期滿免除  
ノ期限公訴附  
ノ期限帶ノ民  
事ノ期滿免除  
而シテ公訴期  
滿免除ノ期限  
ト同一ニセシ  
テハ多年經過  
ハ確實ノ証ヲ  
ケレバナリ  
繼續犯罪ノ度  
量衡

第十條 私訴ヲ爲スノ權ハ左ノ條件ニ因テ消滅ス

一 被害者ノ棄權又ハ私和

二 確定裁判

三 期滿免除

第十一條 公訴期滿免除ノ期限左ノ如シ

一 違警罪ハ六月

二 輕罪ハ三年

三 重罪ハ十年

第十二條 私訴期滿免除ノ期限ハ被害者無能力ナル

時又ハ民事裁判所ニ其訴ヲ爲シタル時ト雖モ公訴





(條廿九)

(條廿八)

(條廿七)

ベレ是レ本條  
ノ起ル所以ナ  
リ  
特別ノ場合ヲ  
除ク非常ノ變  
ニヨリ期限ヲ  
經過シタル場  
合ハ其旨ヲ證  
明スルニ於テ  
ハ其推ヲ失ハ  
ズ  
別ニ規則アラ  
サル時ハ白引  
留狀收監狀ヲ  
巡査ヲシテ執  
行セシムルヲ  
行ハシメ  
管轄地外ニ在  
ル時ハ書記ハ

十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

第十九條 此法律ニ定メタル期限ニハ陸路八里毎ニ

一日ノ猶豫ヲ加フ八里ニ滿サル者ト雖モ三里以上

ナル時亦同シ

島地又ハ外國トノ路程ノ猶豫ハ別ニ法律ヲ以テ之

ヲ定ム

第二十條 此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付キ定メタル

期限ヲ經過シタル時ハ特別ノ場合ヲ除クノ外其權

ヲ失フ可シ

第二十一條 訴訟關係人ハ裁判所々在ノ地ニ住セサ

(條廿六)

(條廿五)

(條廿四)

管轄地外ニ然  
ルニ許訟關係  
人ノ管轄地外  
ニ在ルトキハ  
トイフ  
本人ニ渡ス  
ヲ得サル時ハ  
書類ノ送達ハ  
本人ニ渡ス  
ハ當然ナレド  
モ若シ其本人  
其宅ニ住セザ  
ル職ニ或ハ他  
出或ハ來客等  
ニテ得ザル場  
合  
是等ノ者之ヲ  
受取ル  
セザル時同居  
親

ル時ハ其地ニ假任所ヲ定メ書記局ニ届置ク可シ否

ラサル時ハ書類ノ送達ナシト雖モ異議ヲ申立ル

ヲ得入

第二十二條 此法律ニ於テ訴訟關係人ハ書類ノ送達

スルニ付キ別ニ規則アラサル時ハ書記其送達書ヲ

作り書記局所属ノ使丁ヲシテ之ヲ送達セシム

若シ書類ノ送達ヲ受ク可キ者裁判所ノ管轄地外ニ

在ル時ハ其地ノ裁判所ノ書記ニ送達ノ車ヲ囑託ス

可シ

第二十三條 送達書ハ二通ヲ作り其一通ヲ本人ニ渡



屬又ハ本人ノ  
宅ニ住スル  
雇人等ニ於テ  
書類ヲ受取ル  
トキヤイフ  
此規則ニ背キ  
タル時ハ其送  
達ノ効ナカル  
可シ  
休暇ノ日又ハ  
夜中ニ書類ヲ  
送達スルハ休  
暇中ニ出ル  
多クハ他日ハ  
又夜中ニ出ル  
ノ静息ヲ妨ゲ  
ンコトヲ恐レテ  
ナリ若シハ規  
則ヲ守ラズレ  
バ其送達セシ  
テハ其効ナク

ス可シ本人ニ渡スヲ得サル時ハ其住所ニ於テ同  
居ノ親屬又ハ雇人ニ渡ス可シ  
送達人ハ之ヲ受取リタル者ヲシテ其ニ通ニ署名捺  
印セシム若シ署名捺印スルヲ能ハサル時ハ其旨ヲ  
附記ス可シ  
同居ノ親屬又ハ雇人ニ書類ヲ渡スヲ得ス若クハ  
是等ノ者之ヲ受取ルヲ肯セサル時ハ其地ノ戸長  
ニ渡置キ戸長ハ其書類ニ認印シ速ニ本人ニ送達ス  
ルノ處分ヲ為ス可シ  
送達人ハ書類ヲ受取リタル者ノ氏名場所及ヒ日時

ストイフ  
文字ヲ改竄ス  
可カラズ若シ  
挿入削除及ビ  
欄外ノ記入ア  
ル片ハ之ニ認  
印スベシ  
正本又ハ謄本  
ヲ作リ改正シ  
文字ヲ改正シ  
又ハ削リ除キ  
或ハ挿入スル  
トキハ及ビ欄外  
ニ記スルハ  
必ス認印ヲナ  
ス者トス是レ  
ソノ文字ヲ改  
テ送スルガ偽

ヲ其ニ通ニ記載ス可シ  
本條ノ規則ニ背キタル時ハ書類送達ノ効ナカル可  
シ  
送達人ハ其一通ヲ書記局ニ還納シ書記局ニ於テハ  
送達ノ證トシテ之ヲ保存ス可シ  
第二十四條 休暇ノ日及ヒ日出前日没後ハ書類ノ送  
達ヲ為ス可カラズ此規則ニ背キタル時ハ其送達ノ  
効ナカル可シ但本人承諾シ其送達ヲ受ケタル時ハ  
此限ニ在ラス  
第二十五條 官吏ノ作ル可キ書類ハ其所屬官署ノ印

(條七廿第)

ナリ  
豫審又ハ公判  
ニ付テノ規則  
ハ頒布以前係  
ル犯罪ニモ又  
之ヲ適用ス  
豫審又ハ公判  
ニ付テノ規則  
ハ頒布以前係  
ル犯罪ニモ又  
之ヲ適用ス  
豫審又ハ公判  
ニ付テノ規則  
ハ頒布以前係  
ル犯罪ニモ又  
之ヲ適用ス

ヲ用ヒ年月日及ヒ場所ヲ記載シテ署名捺印ニ每葉  
ニ捺印ス可シ若シ官署ノ印ヲ用フルコト能ハサル場  
合ニ於テハ其事由ヲ記載ス可シ此規則ニ背キタル  
時ハ其書類ノ效ナカル可シ  
官吏ニ非サル者ノ作ル可キ書類ニハ本人自ラ署名  
捺印ス可シ若シ署名捺印スルコト能ハサル時ハ官吏  
ノ面前ニ於テ作リタル場合ヲ除クノ外立會人代署  
シ其事由ノ記載ス可シ  
第二十六條 官吏其他何人ニ限ラズ訴訟ニ關スル書  
類ノ正本又ハ謄本ヲ作ルニ付キ文字ヲ改竄ス可カ

(條卅第)

(編二第)

(第)

スルヲ得ルナ  
親屬ト納スル  
ハコトハ例ヲ  
イフ親屬中特  
ニ定メタル親  
屬ノミヲ納ス  
ルニアラサル  
ナリ  
刑事裁判所ハ  
構成及ヒ権限  
高等法院大審  
院重罪裁判所  
控訴裁判所等  
罪裁判所ノ設  
置方及ヒ取扱  
方ノ権限ヲイ  
フ  
通則此許訟牛  
續ヲ一日

ラス若シ挿入削除及ヒ欄外ノ記入アル時ハ之ニ認  
印ス可シ文字ヲ削除スル時ハ之ヲ讀得ヘキ為メ字  
體ヲ存シ其數ヲ記載ス可シ此規則ニ背キタル時ハ  
其變更増減ノ效ナカル可シ  
第二十七條 此法律ニ於テ定メタル豫審又ハ公判ニ  
付テノ規則ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニモ又之ヲ適用  
ス  
頒布以前ニ為シタル訴訟手續當時ノ法律ニ背カサ  
ル時ハ其效アリトス  
第二十八條 此法律ハ將來頒布ス可キ別段ノ法律ニ

可シ公判中其  
 手続キ又  
 他ノ生ズル  
 事アリ其時  
 見テ陳述ス  
 得ベキヲ以  
 テ其公廷立  
 フ可キモハ  
 同時二同一  
 被告人ニ對  
 訴アリタル  
 ハ附帶ノ犯  
 罪ニ非スト  
 雖モ  
 上等ノ裁判  
 所併セテ之  
 ヲ  
 管轄ス

第二編 刑事裁判所ノ構成及ヒ權限
第一章 通則
第三十一條 通常刑事ノ裁判權ハ民事ノ裁判權ト同 一ノ裁判所ニ屬ス
第三十二條 裁判所ノ位置及ヒ管轄區劃ハ司法卿ノ 奏請ニ因リ上裁ヲ以テ之ヲ定ム
第三十三條 裁判所ニハ檢察官一名又ハ數名ノ置ク
第三十四條 刑事ニ付キ檢察官ノ職務在ノ如シ
一 犯罪ヲ搜查ス
二 犯罪ニ付キ取調ノ處分及ヒ法律ノ適用ヲ裁判官

○第二編 刑事裁判所ノ構成及ヒ權限ノ第一章 通則

廢然スル極  
 テ緊要ナルモ  
 ノナリ  
 司法卿ノ奏請  
 ニ因リ上裁ヲ  
 以テ之ヲ定ム  
 土地ノ使益ヲ  
 計リ事件ノ繁  
 簡ヲ察シ裁判  
 所ノ位置及ヒ  
 其管轄ヲ定ム  
 ルハ司法卿ノ  
 任タリ故ニ其  
 實際ヲ天皇ノ  
 裁許ヲ以テ之  
 ヲ定ムルナリ  
 檢察官一名ハ  
 公廷ニ立會フ

於テ豫審又ハ公判ノ手續ヲ定メタル犯罪ニモ亦之 ヲ適用ス但其法律ニ抵觸スル規則ハ此限ニ在ラス 從前頒布シタル別段ノ法律ニ於テ豫審又ハ公判ノ 手續ヲ定メタル犯罪ニ付テハ前項ノ例ニ在ラス
第二十九條 此法律ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處 分ス可キ者ニ適用スルナラズ
第三十條 此法律ニ於テ親屬ト稱スルハ刑法第百十 四條第百十五條ノ例ニ從フ

参考  
スヘ

明治十四年  
第七十号  
参考  
ヘ

犯罪ノ等級ニ  
應シ其管轄ノ  
異ナルハ至當  
ナリ然ルニ同  
時ニ對シ被告  
人ニ對シ幾事  
件モ起訴アル  
場合ハ第三十  
九條ノ附帶ノ  
犯罪ニアラス  
ト雖其事件  
ノ内最モ重キ  
犯罪ヲ管轄ス  
ル裁判所ニテ  
係ルヲ審理ス  
スルヲ以テ  
同時ニ又ハ繼  
續シテ一箇ノ  
罪ヲ犯シタル  
時ハ内乱ノ罪  
時ハ如キ同  
於テ之レヲ犯

二 請求ス

三 裁判所ノ命令及ヒ言渡ノ執行ヲ指揮ス

四 裁判所ニ於テ公益ヲ保護ス

第三十五條 檢察官一名ハ公庭ニ立會ス可シ

第三十六條 裁判所ニハ書記一名又ハ數名ヲ置ク

第三十七條 書記ハ豫審及ヒ公判ニ立會ヒ調書公判  
始未書其他訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ作ル可シ

又裁判言渡書其他一切ノ書類ヲ保存ス可シ

第三十八條 犯罪ノ種類ニ因リ裁判管轄ヲ定ムルト

左ノ如シ

一 違警罪ハ違警罪裁判所

二 輕罪ハ輕罪裁判所

三 重罪ハ重罪裁判所

重罪及ヒ輕罪又ハ輕罪及ヒ違警罪ニ付キ同時ニ同

一ノ被告人ニ對シ訴アリタル時ハ附帶ノ犯罪ニ非

スト雖モ上等ノ裁判所併セテ之ヲ管轄ス

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪

ヲ犯シタル時

二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シ

明治十四年  
第五十号  
参考  
ヘ

スモノアル時  
之レガ爲メ困  
難ヲ生ズベキ  
ヲ以テコノニ  
之ヲ定ムル所  
以ナリ  
最近ノ管轄裁  
判所ニ送致ス  
ヘシ  
地内ニ於テ他  
ノ裁判所管轄  
ノ犯罪ヲ捕縛  
セラレタルト  
キハ其數箇ノ  
裁判所中里程  
ノ近キ裁判所  
送致ス  
從犯ハ正犯ヲ  
管轄スル裁判

(第十四條)

所ヲ以テ其管轄ナリトス  
ノ地又ハ捕獲ノ地ヲ裁判所ノ管轄トセス  
テ管轄スル裁判所ヲ以テ管轄トナスモノハ其正犯從犯ノ事件同一ナルヲ以テナリ  
外國ヨリ送致シタルトキハ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス  
外國ヨリ被告入ヲ送致シ來ル

タル時

三自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル為メ又ハ其罪ヲ免カル、為メ他ノ罪ヲ犯シタル時

第四十條 同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地ノ裁判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄ナリトス

犯罪ノ地分明ナラサル時ハ被告人逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第四十一條 數箇ノ裁判所ノ管轄地内ニ於テ同時ニ又ハ繼續シテ一箇ノ罪ヲ犯シタル時ハ其中ニテ被告人逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

數罪俱發ノ場合ニ於テモ亦同シ

第四十二條 犯罪ノ地ニ非サル裁判所ノ管轄地内ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル時ハ最近ノ管轄裁判所ニ送致ス可シ

令狀ヲ以テ被告人ヲ逮捕シタル時ハ其令狀ヲ發シタル裁判所ニ送致ス可シ

第四十三條 數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テ被告人ヲ逮捕スルノ能ハス若クハ法律上逮捕スルノ許サ、ル時ハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

(第十四條)

ル片ハ其送致ヲ受ケタル裁判所ニハ捕獲ノ地ヲ裁判所ノ管轄トセス  
テ管轄スル裁判所ヲ以テ管轄トナスモノハ其正犯從犯ノ事件同一ナルヲ以テナリ  
外國ヨリ送致シタルトキハ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス  
外國ヨリ被告入ヲ送致シ來ル

於テ一且取調件ハ容易ニ見込ノ變更スベキモノニ非ス  
故ニ豫審ヲナシタル裁判所ハ其公判ヲ預

(條全)

スベカラズト  
イフコト  
新ニ豫審又ハ  
公判ヲ爲シタ  
ル裁判官ハ哀  
訴及ヒ開席裁  
判ニ對スル故  
障ヲ除クノ外  
其上訴ノ裁判  
ニ于テ預ス可カ  
ラズ大審院ニ  
訴及ヒ欠席裁  
判ニ對スル故  
障ハ裁判トハ  
異ナリ故ニ前  
ニ豫審又ハ公  
判ヲ爲シタル

第四十四條 從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其

管轄ナリトス

數箇ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アル時ハ其

中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以

テ其管轄ナリトス

高等法院及ヒ陸海軍裁判所管轄ニ付キ法律ニヨリ

テ特ニ定メタル場合ハ本條ノ例ニ在ラス

第四十五條 外國ニ在テ犯シタル罪日本國ノ法律ニ

依リ處断ス可キ者ニシテ内地ニ於テ被告人ヲ逮捕

シタル時ハ逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリト

(第二章) (第五條)

明治十四年十一月  
法律第五號

判官ハ其上訴  
ノ裁判ニ于テ預  
ス可カラズ  
遺棄罪裁判所  
刑法第四百二  
十五條ヨリ第  
四百三十條マ  
テニ掲ケル罪  
ヲ犯シタル者  
ヲ裁判スルノ  
所トス  
裁判所々々在  
地ノ警部之ヲ  
行フ簡易ト省  
意ニテ其裁判  
所々々在ノ地ノ  
司法警察ヲ擔  
任スル警部ヲ  
ムルテ取扱ハ  
シ

ス又外國ヨリ送致シタル時ハ送致ノ地ノ裁判所ヲ

以テ其管轄ナリトス

關席裁判ヲ為ス可キ場合ニ於テハ被告人最終住所

ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス其住所分明ナ

ラサル時ハ裁判管轄ヲ定ムルノ訴ヲ為ス可シ

第四十六條 商船内ノ犯罪ニ付テノ管轄及ヒ訴訟手

續ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 豫審ヲ為シタル裁判官ハ其公判ニ于テ預

ス可カラズ前ニ豫審又ハ公判ヲ為シタル裁判官ハ

哀訴及ヒ關席裁判ニ對スル故障ヲ除クノ外其上訴

○第二章 違警罪裁判所







判ラ不服ナリ  
トシテ控訴シ  
タルトキ刑事  
局ニ於テ裁判  
スルヨイフ  
檢事長ハ其裁  
判所ノ管轄地  
内ニ於テ輕罪  
裁判所檢事ニ  
屬スル司法警  
察及ヒ起訴ノ  
職務ヲ行ヒ檢  
長ハ控訴裁判  
刑事局ノ檢事  
官タルノミナ  
ラズ管轄内ノ  
輕罪裁判所及  
違警裁判所ノ

第六十條 東京警視本署長及ヒ府縣長官ハ各其管轄  
地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付キ  
檢事ト同一ノ權ヲ有ス但東京府長官ハ此限ニ在ラ  
ス  
左ニ記載シタル官吏ハ檢事ノ補佐トシテ其指揮ヲ  
受ケ第三編ニ定メタル規則ニ從ヒ司法警察官トシ  
テ犯罪ヲ捜査ス可シ  
一 警視警部  
二 區長郡長  
三 治安判事

所ノ檢察官並  
ニ司法警察官  
ヲ監督シ司法  
警察及ヒ起訴  
ノ職務ヲ行フ  
モノトス  
刑事局書記ノ  
職務ハ其裁判  
所書記之ヲ行  
フ刑事局書記  
ノ職務ハ控  
訴裁判所ノ書  
記ヲ行ハシ  
ム  
重罪裁判所刑  
徒刑流刑懲役  
禁獄等ノ重罪  
ヲ判決スルノ  
所トス  
重罪裁判所ハ

四 警部ノ在ラサル地ノ戶長  
第六十一條 司法警察官檢察官又ハ裁判官ハ他ノ司  
法警察官檢察官又ハ裁判官ヨリ犯罪取調ノ爲メ其  
管轄地内ニ於テ證憑其他事實參考ト爲ル可キ事物  
ヲ集取ス可キノ囑託ヲ受クルコトアル可シ  
第六十二條 檢事ハ二月毎ニ豫審及ヒ公判ノ未決既  
決ノ事件表ヲ作り控訴裁判所檢事長ニ差出ス可シ  
又違警罪裁判所檢察官ヨリ差出シタル事件表ヲ同  
時ニ檢事長ニ差出シ且意見アル時ハ之ヲ附記ス可  
シ

○第四章控訴裁判所

其管轄地内ニ  
於テ犯シタル  
重罪ヲ裁判ス

重罪ハ必ス豫  
審判事ノ下ニ  
ノ上ニアラザ

レバ公判ニ附  
ス可カラズ又  
輕罪ノ刑ニ減

輕スベキ見込  
ミアル場合ニ  
於テモ豫審判

罪ハ之レヲ重  
罪裁判所ニ廻  
送スベキモノ

トス

重罪裁判所檢  
察官ノ職務ハ

控訴裁判所檢  
察官ノ職務ハ

事件表ニハ裁判所長認印シ且意見アル時ハ之ヲ附  
記ス可シ

第四章 控訴裁判所

第六十三條 控訴裁判所ニ刑事局ヲ置キ輕罪裁判所  
ノ始審ノ裁判ニ對スル控訴ヲ裁判ス但其裁判ハ判

事三名以上ニテ之ヲ爲ス可シ

第六十四條 刑事局判事ノ職務ハ裁判所長ヨリ其裁  
判所判事數名ニ順次滿一年間之ヲ命ス

又滿一年間更ニ其職務ヲ繼續セシムルヲ得

第六十五條 刑事局判事差支アル時ハ裁判所長ヨリ

民事局判事ヲシテ其職務ヲ行ハシム

裁判所長ハ何時ニテモ裁判長ト爲ルヲ得

第六十六條 刑事局檢察官ノ職務ハ其裁判所檢察長  
又ハ其指名シタル檢事之ヲ行フ

第六十七條 檢事長ハ其裁判所ノ管轄地内ニ於テ輕  
罪裁判所檢事ニ屬スル司法警察及ヒ起訴ノ職務ヲ

行ヒ又ハ其所屬ノ檢事ヲシテ之ヲ行ハシムルヲ  
得

又起訴及ヒ其他ノ職務ニ付キ其管轄地内ノ檢察官  
ニ告達スルヲアル可シ

控訴裁判所檢  
察官ノ職務ハ

重罪又ハ其指  
名シタル檢事

之ヲ行フ

行檢察官ノ職  
務ハ控訴裁判  
所長又ハ其指

指シタル檢事  
ハ勿論ナレバ

檢事ノ重要且  
其事件ヲ行フ

ハ勿論ナレバ  
檢事ノ重要且

其事件ヲ行フ  
檢事ノ重要且

檢事ノ重要且  
其事件ヲ行フ

檢事ノ重要且  
其事件ヲ行フ

檢事ノ重要且  
其事件ヲ行フ

檢事ノ重要且  
其事件ヲ行フ

檢事ノ重要且  
其事件ヲ行フ

檢事ノ重要且  
其事件ヲ行フ

檢事ノ重要且  
其事件ヲ行フ

ス  
大審院一全國ニ  
ヲ置キ最モ上  
等ノ法廳ナリ  
大審院ニ刑事  
局ヲ置キ左ノ  
條件ヲ裁判ス  
刑事局ハ上告  
再審ノ許及ヒ  
裁判管轄ヲ定  
ムルノ許及ヒ  
公安又ハ嫌疑  
ノ爲メ裁判管  
轄ヲ移スノ許  
ヲ聽クノ所ト  
ス大審院ハ許  
訟ノ事實ニ就  
テ審判スル  
ナク法律ヲ適  
用スルノミ而  
シテ訴訟ノ局

檢事長ハ其管轄地内ノ檢察官及ヒ司法警察官ヲ監督ス

第六十八條 檢事長ハ三月毎ニ豫審及ヒ公判ノ未決既決ノ事件表ヲ作り司法卿ニ差出ス可シ

又輕罪裁判所檢事ヨリ差出シタル事件表ヲ同時ニ司法卿ニ差出シ且意見アル時ハ之ヲ附記ス可シ

事件表ニハ裁判所長認印シ且意見アル時ハ之ヲ附記ス可シ

第六十九條 刑事局書記ノ職務ハ其裁判所書記之ヲ行フ

刑事局ノ  
職務ハ司法卿  
ノ奏請ヨリ其  
院判事ニ之ヲ  
命ス大審院判  
事ノ職務  
ハ司法卿ノ奏  
請ニヨリ大審  
院中ノ判事ニ  
之ヲ命スルモ  
ラ審判スル  
ナク法律ヲ適  
用スルノミ而  
シテ訴訟ノ局  
相更替スル時  
其所属局ニ止  
マテ敢テ入ル  
シテ

第五章 重罪裁判所

第七十條 重罪裁判所ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル重罪ヲ裁判ス

第七十一條 重罪裁判所ハ三月毎ニ之ヲ開ク若シ事件夥多ナル時ハ控訴裁判所長及ヒ檢事長ヨリ司法卿ニ具申シ其許可ヲ得テ臨時開廳スルヲ得

第七十二條 重罪裁判所ハ控訴裁判所又ハ始審裁判所ニ於テ之ヲ開ク

第七十三條 重罪裁判所ハ左ノ職員ヲ以テ裁判ヲ爲

○第五章 重罪裁判所

高等法院高等  
ハ司法卿ノ上  
ニヨリ時ニ  
臨ミテ其權限  
而シテ其權限  
ハ重テ其權限  
罪ヲ有スル者  
罪又ハ被告ノ  
身ハ被テ人  
ル者ヲ裁判ス  
ルノ所トス  
高等法院ニ於  
テハ刑法第二  
編第一章第二  
章ニ記裁シテ  
ル重罪ヲ裁判  
ス第一章第二  
章ハ天皇陛下

ス可シ

一 裁判長一名但控訴裁判所長ヨリ其裁判所判事中

ニテ之ヲ命ス

二 陪席判事四名但控訴裁判所ニ於テ開ク時ハ裁判

所長ヨリ其裁判所判事中ニテ之ヲ命シ始審裁判

所ニ於テ開ク時ハ其裁判所長及ヒ先任ノ判事ヲ

以テ之ニ充ツ

第七十四條 重罪裁判所檢察官ノ職務ハ控訴裁判所

檢事長又ハ其指名シタル檢事之ヲ行フ

始審裁判所ニ於テ開ク時ハ檢事長ヨリ始審裁判所

檢事ヲシテ其職務ヲ行ハシムルヲ得

第七十五條 重罪裁判所書記ノ職務開廳ハス可キ裁

判所ノ書記之ヲ行フ

第七十六條 控訴裁判所檢事長ハ閉廳ノ後既決事件

表ヲ作り司法卿ニ差出ス可シ

事件表ニハ控訴裁判所長認印シ且意見アル時ハ之

ヲ附記ス可シ

第六章 大審院

第七十七條 大審院ニ刑事局ヲ置キ左ノ條件ヲ裁判

ス

○第六章 大審院

下ニ對スル重  
罪及ヒ國事ニ  
關スル犯罪ヲ  
イフモ重罪ヲ  
ハ尤モ重罪ヲ  
ルモ官ニテハ  
裁判官ニテハ  
或ハ強シクテ  
ナルハ強シク  
ニルハ強シク  
又ニルハ強シ  
タルハ強シク  
任官ノ云々又  
ル云々又ニル  
ニ審判スル者  
ハ或ハ強シク  
恐テ防テ止セ  
シニ在リ若シ  
前陳スルモ若  
通常ノ裁判所  
ノ裁判ヲ受テ

(條十第)

明治五年五月五號  
法律第二十號

罪ヲ犯ス場合  
ハ夫レガ爲メ  
特ニ定メタル  
規則ヲ破ルノ  
道理アラザレ  
ハ本院併セテ  
之ヲ裁判ス  
カ  
高等法院ノ裁  
判ニ對シテ上  
訴ヲ許サス但  
左ノ條件ニ於  
テハ其院ニ上  
訴スルコトヲ得  
高等法院ハ特  
別ノ法院ナリ  
然レハ裁判錯  
誤或ハ欠席裁  
判ノ場合ニ於  
テ上訴ヲ許ス

一 上告

二 再審ノ訴

三 裁判管轄ヲ定ムルノ訴

四 公安又ハ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴

第七十八條 刑事局ニ於テハ判事五名以上ニ非サレハ裁判ヲ為ス可カラス

第七十九條 刑事局判事ノ職務ハ司法卿ノ奏請ニ因リ其院判事ニ之ヲ命ス

判事差支アル時ハ民事局判事授任ノ順序ニ從ヒ其職務ヲ行フ

第八十條 刑事局檢察官ノ職務ハ其院檢察長又ハ其指名シタル檢事之ヲ行フ

第八十一條 刑事局書記ノ職務ハ其院書記之ヲ行フ

第八十二條 檢事長ハ三月毎ニ豫審及ヒ公判ノ未決既決ノ事件表ヲ作り司法卿ニ差出ス可シ

事件表ニハ院長認印シ且意見アル時ハ之ヲ附記ス可シ

第七章 高等法院

第八十三條 高等法院ニ於テハ刑法第二編第一章第二章ニ記載シタル重罪ヲ裁判ス

○第七章 高等法院

十九

第九十條

第九十一條

第九十二條

第九十三條

第九十四條

第九十五條

第九十六條

第九十七條

第九十八條

告訴ハ被害者ノ自ラ告訴フルナリ告訴トハ自ラ害ヲ被ラサルモ他人ノタメニ訴出ルヲイフ  
何人ニ限ラス重罪輕罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地豫審判事檢事又ハ司法警察官ニ告訴ス

又皇族ノ犯シタル重罪及ヒ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ヲ裁判ス

又勅任官ノ犯シタル重罪ヲ裁判ス

前二項ニ記載シタル者ノ正犯及ヒ從犯ハ身分ノ如何ヲ問ハス其院ニ於テ之ヲ裁判ス

第八十四條 高等法院ハ司法卿ノ奏請ニ因リ上裁ヲ以テ之ヲ開ク其裁判ス可キ事件及ヒ開院ス可キ場所モ亦上裁ヲ以テ之ヲ定ム

第八十五條 高等法院ハ左ノ職員ヲ以テ裁判ヲ為ス可シ

ルヲ得此ノタメ損害ヲ受ケタル者ヨリ告訴スルノ手續其處分ノ方法ヲ示スモノナリ  
告訴人ハ成ルベク其證據及ヒ事實參考ト為ル可キヲ申立ツ可シ  
ハ唯捜査ノ根柢トナルニ過ギサルヘシ蓋シ捜査ノ辨人ノタメ被害者ハ成ルベク其證據及ヒ事實參考トナルベシ

一 裁判長一名陪席裁判官六名但元老院議官大審院判事ヨリ毎年豫メ上裁ヲ以テ之ヲ命ス  
二 豫備裁判官二名但前項ノ式ニ從ヒ之ヲ命ス  
第八十六條 豫審判事ノ職務ハ上裁ヲ以テ大審院刑事局判事一名又ハ數名ニ之ヲ命ス

第八十七條 高等法院檢察官ノ職務ハ大審院檢事長又ハ司法卿ヨリ指名シタル檢事之ヲ行フ

第八十八條 高等法院書記ノ職務ハ大審院書記之ヲ行フ

第八十九條 高等法院ノ裁判ニ對シテハ上訴ヲ許サ

キコトヲ申立ツ  
可キモノトス  
又犯人ノ誰  
ルヲ知ラザ  
ルニ於テハ  
疑フ所ノ者  
指名スルヲ  
得ベシ  
告訴告發ハ代  
人ニ委任シテ  
之ヲ爲ス  
得但第九十六  
條ノ場合ハ此  
限リニ在ラス  
無能力者ノ告  
訴云々官吏ノ  
係ル者ハ代人  
ヲシテ之ヲ行

ス但左ノ條件ニ於テハ其院ニ上訴スルヲ得

一 關席裁判アリタル場合ニ於テ故障

二 第四百三十六條ト同一ノ場合ニ於テ哀訴

三 第四百三十九條ト同一ノ場合ニ於テ再審ノ訴

第九十條 被告事件夥多ナル時又ハ再審ノ訴ヲ裁判

ス可キ時ハ新ニ職員ヲ命スルヲアル可シ

第九十一條 高等法院ノ訴訟手續ハ通常ノ規則ニ從

第三編 犯罪ノ捜査起訴及ヒ豫審

第一章 捜査

第九十二條 檢察官ハ後ニ記載シタル告訴告發現行

犯其他ノ原因ニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪

アリト思料シタル時ハ其證據及ヒ犯人ヲ捜査シ第

百七條以下ノ規則ニ從ヒ起訴ノ手續ヲ為ス可シ

第一節 告訴及ヒ告發

第九十三條 何人ニ限ラス重罪輕罪ニ因リ損害ヲ受

ケタル者ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地ノ豫審

判事檢事又ハ司法警察官ニ告訴スルヲ得

ハシムルコト  
得ズ常人ハ  
告發トモテ  
之ヲ得又法  
律ニ定メタ  
ルハ父後見  
人トハ夫ヨ  
リ又ハ夫ヨ  
リ得ル  
爲ス  
テ  
告訴ノ事  
ヲ云フハ無  
能ナレバ  
力者ナレバ  
ナキモノト  
推カ  
測スレバ  
現行犯罪  
現行犯罪  
告訴告發  
告發スル者  
アラズ現  
テ犯セシ  
ハ其行ヒ  
タル場合  
露シタル  
フナリ

重罪輕罪ニ付  
キ左ノ場合ハ  
現行犯ニ准ス  
本條第一項第  
二項第三項ハ  
純然タル現行  
犯ニアラス被  
告人逃亡ノ危  
険アリ及ヒ證  
據ヲ集取スル  
ニ急速ヲ要ス  
ル場合ナルヲ  
以テ準現行犯  
トシ其訴訟手  
續モ現行犯ニ  
從テ第一ノ場  
合ハ稍現行犯  
ニ近キガ如シ  
ト雖モ現行犯  
トシテ追テ發  
ルノ場合ハ  
ハク第一ノ場  
合ニテハ

豫審判事告訴ヲ受ケタル時ハ第百十四條以下ノ規  
則ニ從ヒ其處分ヲ為ス可シ

檢事告訴ヲ受ケタル時ハ第百七條ノ規則ニ從ヒ其  
處分ヲ為ス可シ

司法警察官告訴ヲ受ケタル時ハ速ニ其書類ヲ檢事  
ニ送致ス可シ

違警罪ニ付テハ犯罪ノ地ノ違警罪裁判所檢察官又  
ハ司法警察官ニ告訴スルコトヲ得其告訴ヲ受ケタル

司法警察官ハ之ヲ違警罪裁判所檢察官ニ移ス可シ  
第九十四條 告訴人ハ成可ク其證憑及ヒ事實參考ト為

犯入ト推測ヲ  
下サハルヲ得  
サルノ場合ア  
リ第百十條主  
ノ請求アリテ  
急遽ヲ促スモ  
ノナリ之レ其  
信スル理由ア  
リテ而シテ其  
請求ヲ爲シタ  
ル者ト見故ス  
ヲ以テナリ  
司法警察官被  
告人ヲ逮捕シ  
又ハ之ヲ受取  
タル時ハ假ニ  
被告人ノ訊問  
及ヒ檢證處分  
ヲ爲スベシ被  
告

ル可キコトヲ申立ツ可シ

又告訴人ハ第百十條以下ノ規則ニ從ヒ民事原告人  
ト為ルコトヲ得

第九十五條 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ  
以テ之ヲ為ス可シ

又告訴ハ口述ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得其告訴ヲ受ケ  
タル官吏ハ調書ヲ作り告訴人ニ之ヲ讀聞カセ共ニ

署名捺印ス可シ若シ告訴人署名捺印スルコト能ハサ  
ル時ハ其旨ヲ附記ス可シ

告訴人ニハ告訴ヲ受ケタルノ證書ヲ渡ス可シ

○告訴及告發



入ラ豫審判事  
又ハ檢事ニ引  
致スル前ニ於  
テ事實ノ白狀  
セシムル爲メ  
ニ假ニ訊問シ  
テ書ヲ作ルヲ  
イフ  
起訴此章ハ訴  
ヲ示ス  
檢事犯罪ノ捜  
査ヲ終リタル  
時ハ左ノ手續  
ヲ爲ス可シ本  
條  
ハ檢察官犯罪  
ノ捜査ヲ終リ  
ル後ニ於テ第  
一第ニ第ニ第  
四項ノ手續ヲ  
爲ス可シトシ  
セ

第九十六條

官吏其職務ヲ行フ因リ重罪輕罪アルコ

トヲ認知シ又ハ重罪輕罪アリト思料シタル時ハ速

ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發ス可シ

告發ハ官吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ為シ

成ル可ク證據及ヒ事實參考ト為ル可キ事物ヲ添フ

可シ

違警罪ニ付テハ違警罪裁判所檢察官ニ告發ス可シ

第九十七條 何人ニ限ラス重罪輕罪アルトヲ認知シ

又ハ重罪輕罪アリト思料シタル時ハ第九十四條第

九十五條ノ規則ニ從ヒ其所在ノ地若クハ犯罪ノ地

ノ豫審判事檢事又ハ司法警察官ニ告發スルトヲ得

告發ヲ受ケタル官吏ハ第九十三條ノ規則ニ從ヒ其

處分ヲ為ス可シ

第九十八條 告訴告發ハ代人ニ委任シテ之ヲ為ス

ヲ得但第九十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

無能力者ノ告訴ハ法律ニ定メタル代人之ヲ為スモ

其效アリトス

第九十九條 告訴告發ハ其願下ヲ為シ又ハ其申立ヲ

變更スルトヲ得此場合ト雖モ第十六條ノ規則ニ從

ヒ被告人ヨリ要償ノ訴ヲ受クルトアル可シ

リ若シ被告ノ  
ノ誰タルハ之  
ヲ指名スルハ  
ナク唯何ヤル  
ナクニ付テハ  
ア事ツラニテ  
且ツ一般ニ  
諸未書ラ付ス  
ベキモノトス  
又違警罪裁判  
所ニ送付スル  
スルハ違警罪  
裁判所檢察官  
ヨリ上官ニシ  
テ事務ニ習熟  
シタルモノト  
レセバナリ若  
律ニ罰スヘキ  
明文ナキ時又  
ハ犯罪ノ性質  
ヲ有スルトイ  
ノトモ被告ノ  
死期滿人免

〇現行犯罪

除等又ハ第九條ニ定ムル原由ニヨリ公訴ヲ受理スベカラザル場合ハ檢察官起訴ヲナスコトナルベシ  
被告事件告訴ニ係ル時ハ檢事ヨリ其處分ヲ被告者ニ通知ス可シ被告者ヲレテ民事原告人タルヲ欲スルニ於テハ公訴ニ附帶スルヲ得セシムル爲メ又ハ純然タル民事ノ訴ヲ爲スヲ得セ

第二節 現行犯罪

第百條 現行犯罪トハ現ニ行ヒ又ハ現行行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ

第百一條 重罪輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ准ス

一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラル、時

二 兇器贓物其他犯人ト思料ス可キ物件ヲ携帶シタル時

三 家室内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思料ス可キ者ヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタル時

第百二條 司法警察官及ヒ巡查其職務ヲ行フニ當リ重罪輕罪ノ現行犯アルトヲ知リタル時ハ令狀又ハ命令ヲ待タスシテ被告人ヲ逮捕ス可シ  
違警罪ノ現行犯アルトヲ知リタル時ハ被告人ノ氏名住所ヲ問ヒ之ヲ違警罪裁判所檢察官ニ告發ス可シ其氏名住所分明ナラス又ハ逃亡ノ恐アル者ハ違警罪裁判所ニ引致スルコトヲ得

第百三條 巡查被告人ヲ逮捕シタル時ハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ

其被告人ヲ受取リタル司法警察官ハ逮捕及ヒ告發

シムルタメ其旨ヲ通知ス可キナリ  
民事原告人ノ起訴此節ハ公訴附帶ノ私訴ヲ起スルコトヲ指シ  
被告人ハ公訴ノ本案ニ付始審終審ノ裁判言渡アルマテ何時ニモ私訴ヲ爲シ若クハ其要ムル所ノ變更スルコト

ヲ得法律ハ被  
テハ其々寛裕  
ヲ裁判言渡ア  
ルニ至ルマデ  
私訴時ニモテ  
ハ其意見ヲ陳  
述スルヲ許セ  
リ  
豫審豫審ハ有  
證ヲ蒐集スル  
ノ所トス  
此規則ニ背キ  
タル時ハ其請  
求ヨリ以前ニ  
係ル手續ノ放  
ナカルヘシ行現

ニ付テ調書ヲ作ル可シ

第四百四條 司法警察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取

リタル時ハ假ニ被告人ノ訊問及ヒ檢證處分ヲ為ス

可シ

第四百五條 何人ニ限ラス重罪輕罪ノ現行犯アル場合

ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルヲ得

第四百六條 前條ノ場合ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル者

ハ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ若シ引致スルヲ

得サル時ハ自巳ノ氏名職業住所及ヒ其逮捕ノ事由

ヲ陳述シ假ニ之ヲ巡査ニ引渡スヲ得

犯ヲ除クノ外  
豫審ニ付キテ  
モ判事其職推  
キ以テ起訴ナ  
キニ自ラ事件  
ヲ審理スルヲ  
得ザルナリ若  
シ之ニ背キ豫  
審ニ取掛リタ  
ルトキハ其請  
求ヨリ以前ニ  
ハ無効ニナル  
ヲイフ  
一日内ニ檢事  
起訴ヲ為サ  
ル時ハ速ニ被  
告人ヲ放免ス  
可シ檢事ハ豫  
審判事ヨ  
リ通知ヲ得テ  
一日中ニ起訴

被告人ヲ巡査ニ引渡シタル時ハ速ニ告訴又ハ告發

ヲ為ス可シ

被告人又ハ巡査ハ逮捕ヲ為シタル者ニ對シ共ニ官

署ニ至ルヲ求ムルヲ得但逮捕ヲ為シタル者ハ正

當ノ事由アルニ非サレハ其求ヲ拒ムヲ得ス

第二章 起訴

第一節 檢察官ノ起訴

第一百七條 檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタル時ハ左ノ手續

ヲ為ス可シ

一重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審

○第二章起訴 ○檢察官ノ起訴

ヲ為サレハ放  
ハ被告ノ人  
免スルモハ  
ス何トナレ  
檢事ハ起訴  
可キモノニ  
ストモノ非  
ルヲ以テナ  
但後日起訴  
為スノ妨礙  
為ルコトナ  
ベシ豫審判  
於テ被告ノ  
放免シタル  
起訴スルニ  
キ新ニ證據  
要セズ其起

ヲ求ム可シ

二輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從

ヒ豫審ヲ求メ又ハ直チニ輕罪裁判所ニ其訴ヲ為

ス可シ

三違警罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意

見書ヲ添ヘ之ヲ違警罪裁判所檢察官ニ送致ス可

シ

四被告人ノ身分犯罪ノ種類又ハ場所ニ因リ其管轄

ニ屬セサル者ト思料シタル事件ニ付テハ之ヲ管

轄裁判所檢察官ニ送致ス可シ

スル時分ノ妨  
トナルコトナ  
ヲ要ス  
必要ナリトス  
ル處分ニ付臨  
時其請求ヲ為  
スコト得檢事  
審判事ニ於テ  
放免セシモノ  
等ノ書類ヲ臨  
時請求スルコ  
ト得ルヲイフ  
令狀令狀ハ  
引狀令狀ハ  
監狀令狀ハ  
但召喚狀ノ送

被告事件罪ト為ラス又ハ公訴受理ス可カラサル者ト

思料シタ時ハ起訴ノ手續ヲ為ス可カラス

第百八條 前條ノ場合ニ於テ被告事件告訴ニ係ル時

ハ檢事ヨリ其處分ヲ被害者ニ通知ス可シ

第百九條 檢事豫審ヲ求ムル時ハ證據及ヒ事實參考

ト為ル可キ事物ヲ送致シ且臨檢ス可キ場所逮捕ス

可キ人名及ヒ原被ノ證人ト為ル可キ者ヲ指示ス可

シ

第二節 民事原告人ノ起訴

第百十條 重罪輕罪ノ被害者公訴ニ附帶シテ私訴ヲ

○民事原告人ノ起訴

達ト被告入出  
延トノ間ハ  
トモ二十四時  
ノ猶豫アル可  
シ被告入ヲ出  
テ隨意ニ出  
頭スルヲ得セ  
シムル爲メ先  
ツ召喚狀ヲ發  
シ而シテ令狀  
ヲ發スルト出  
頭スルトノ間  
豫アラシム可  
シ

為サントスル時ハ告訴ト共ニ之ヲ申立テ又ハ告訴  
ヲ為シタル後其旨豫審判事ニ申立ツ可シ  
豫審判事直チニ被害者ヨリ民事原告人ト為ル可キ  
ノ申立ヲ受ケタル時ハ檢察官ノ起訴ナシト雖モ公  
訴私訴ヲ併セテ受理シタル者トス  
豫審判事ハ何レノ場合ニ於テモ直チニ被害者ヨリ  
民事原告人ト為ル可キノ申立ヲ受ケタル時ハ其旨  
ヲ檢事ニ通知ス可シ  
第百十一條 被害者ハ公訴ノ本案ニ付キ始審終審ノ  
裁判言渡アルマテ何時ニテモ私訴ヲ為シ若クハ其

ヲ發スルコトヲ  
得本條第一項  
項ノ場合ニ於  
テ引以テ發ス  
ル所引以テ發  
ハ即チ召喚狀  
ヲ發シ檢察官  
ヘキノ狀アル  
ハ即チ發シ檢  
知テ被告入ニ  
テサレニ異ナ  
ラサルヲ以テ  
ナリ故ニ本條  
ノ場合ニ於テ  
ハ直チニ拘引  
得ルモノトス  
豫審判事ノ管  
轄地外ニ在ル  
時ハ被告入ヨ

要ムル所ノ變更スルコトヲ得  
又私訴ノ願下ヲ為シタル後更ニ其申立ヲ為シ若ク  
ハ其要ムル所ヲ變更スルコトヲ得  
第百十二條 被害者ハ代人ニ委任シテ私訴ヲ為シ又  
ハ其願下若クハ棄權ヲ為スコトヲ得  
被害者無能力ナル時ハ法律ニ定メタル代人之ヲ為  
ス可シ  
第三章 豫審  
第百十三條 現行ノ重罪輕罪ヲ除クノ外豫審判事ハ  
前章ニ定メタル規則ニ從ヒ檢事又ハ民事原告人ノ

○第三章 豫審

リ其所在ノ地  
ノ豫審判事  
取調ヲ求ムル  
コト得ル  
告人ニ於テ拘  
引状ヲ發スル  
ヲ知リテ他  
管ニ出クルニ  
非ザルハ明カ  
ナリ又決シテ  
令状ヲ恐レテ  
逃亡シタルモ  
ニテアラズ故  
ニ被告人所在  
ノ地ノ豫審判  
事ノ面筋ニ引  
致セラレシ  
ヲ求ムルヲ得  
ベシ

請求アルニ非サレハ豫審ニ取掛ルコトヲ得ス此規則  
ニ背キタル時ハ其請求ヨリ以前ニ係ル手續ノ効ナ  
カル可シ

第百十四條 豫審判事ハ重罪輕罪ニ付キ直チニ告訴  
又ハ告發ヲ受ケタル時ハ召喚状ヲ以テ被告人ヲ呼  
出シ之ヲ訊問スルコトヲ得若引續キ取調ヲ為ス可キ  
者ト思料シタル時ハ其事件ヲ檢事ニ送致ス可シ

第百十五條 豫審判事ハ告訴告發ノ事件急速ヲ要ス  
ル時ハ直チニ被告人ニ對シ勾引状ヲ發シ又ハ訊問  
シタル後勾留状ヲ發スルコトヲ得此場合ニ於テハ速

他正當ノ事由  
アリテ令状ニ  
應スル能ハザ  
ルコトヲ證明シ  
タル時ハ被告  
人ノ所在ニ就  
キ之ヲ訊問ス  
ルコトヲ得  
病ニ罹ルカ又  
ハ其他正當ノ  
事由アルヲ  
醫師ノ診断書  
又ハ其地戸長  
等ノ書面ヲ以  
テ證明スルニ  
於テハ豫審判  
事ハ其被告  
人ノ訊問スル

二其旨ヲ檢事ニ通知且證憑及ヒ事實參考ト為ル可  
キ事物ヲ送致ス可シ

若シ其通知ヲ為シタルヨリ一日内ニ檢事起訴ヲ為  
サ、ル時ハ速ニ被告人ヲ放免ス可シ但後日起訴ヲ  
為スノ妨礙ト為ルコトナカルベシ

第百十六條 被告人所在ノ地ノ豫審判事直チニ告訴  
告發ヲ受ケ又ハ檢事ヨリ其送致ヲ受ケ被告事件急  
速ノ要スル時ハ通常ノ規則ニ從ヒ被告人ノ訊問又  
ハ檢證處分ヲ為シタル後證憑及ヒ事實參考ト為ル  
可キ事物ヲ犯罪ノ地ノ豫審判事ニ送致ス可シ

○令狀

其書記ト共ニ  
ヲ得ルナリ  
收監狀ニハ左  
ノ條件ヲ記載  
ス可シ收監狀  
一第ニ第ニ第  
事ヲ記載スル  
ニアラザレバ  
發スルヲ得  
ハ令狀中ノ最  
モ重大ナルモ  
ノトス故ニ談  
狀ヲ發スルニ  
付テハ豫メ被  
告人ヲ訊問シ  
且自由ヲ停止  
ス可キ刑ニ談  
ル可キ犯罪ノ  
徵憑ヲ得タル  
ヲ要スルヤ

若シ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタル時ハ  
勾留狀ヲ以テ被告人ヲ送致スルヲ得

第百十七條 檢事ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請  
求シテ訴訟書類ヲ檢閱スルヲ得但二十四時内ニ之  
ヲ還付ス可シ

又必要ナリトスル處分ニ付キ臨時其請求ヲ為ス  
ヲ得

第一節 令狀

第百十八條 豫審判事ハ檢事又ハ民事原告人ノ起訴  
ニ因リ重罪輕罪ノ事件ヲ受理シタル時ハ被告人ノ

論ヲ發ス加  
之必ス豫審  
ノ意見ヲ豫  
シテ之  
巡査ヲシテ  
ヲ執行セシム  
拘引狀ハ留狀  
收監狀ノ三箇  
ノ令狀ハ被告  
人ノ身体ニ對  
シテ執行スル  
ノ巡査ニ交附  
スルヲ以テ被  
告人ノ氏名身  
分ヲ知ラザル  
片ハ其容貌體  
格等ヲ記載ス  
ルヲ以テ足レ  
リトス  
日本全國ニ於  
テ之ヲ執行ス

對シ先ツ召喚狀ヲ發ス可シ但召喚狀ノ送達ト被告  
人出廷トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

召喚狀ニ因リ出廷シタル被告人ハ即時ニ之ヲ訊問  
スベシ又遲クトモ出廷ノ日ヲ過クルヲ得ス

第百十九條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ケ可キ被告人其  
管轄地内ニ任セサル時ハ訊問ス可キ條件ヲ明示シ

テ被告人所在ノ地ノ豫審判事ニ其處分ヲ囑託スル  
ヲ得

第百二十條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其  
日時ニ出廷セサル時ハ勾引狀ヲ發スルヲ得

三箇ノ令狀タル巡査ニ附レバ其効力ノ及テハ所ハ取テ之ヲ發シタル判事ノ管轄地内ニ限ラズ即チ通常裁判推ヨリ出ル所ノ効力アリテ全國ニ於テ執行スルヲ得ルモノトス

第二百一十一條

豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ勾引狀ヲ發スルヲ得

一 被告人定リタル住所アラサル時

二 被告人罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スルノ恐アル時

三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂ケントスルノ恐アル時

第二百二十二條

勾引狀執行ノ命ヲ受ケタル者ハ其令狀ヲ發シタル豫審判事ニ被告人ヲ引致ス可シ

勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニ之ヲ訊問ス可シ若シ其時間ヲ經過スル時ハ勾留狀ヲ

發スルニ非サレハ當然之ヲ釋放ス可シ

第二百二十三條

勾引狀ヲ發シタル前被告人既ニ豫審判事ノ管轄地外ニ在ル時ハ被告人ヨリ其所在ノ地ノ豫審判事ニ取調ヲ求ムルヲ得其求ヲ受ケタル

豫審判事ハ假ニ被告人ヲ勾留シ速ニ勾引狀ヲ發シタル豫審判事ニ其旨ヲ通知ス可シ

第二百二十四條

前條ノ場合ニ於テ勾引狀ヲ發シタル豫審判事ハ被告人ヲ勾留シタル豫審判事ニ訊問ノ條件ヲ明示シテ其處分ヲ囑託シ又ハ前ニ發シタル

勾引狀ヲ以テ被告人ヲ送致ス可キヲ請求ス可シ

人ヲ捜査スル時ニ其地ノ戸長又ハ隣佑ニ名ノ立會ヲ爲スハ其住居ノ者ヲ敬重シテ捜査ヲ行フノ信憑タルヲ以テナリ

家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スルヲ得

夜間家宅搜索ヲ行フコトヲ禁セルハ減センカ爲メナリ

己ムヲ得ザル差支アルニ



非ザレハ本人  
ヲレテ速ニ令  
狀ニ應ゼシム  
可シ被告入軍  
ル片ハ必ス其  
長官ニ告知シ  
而シテ其故障  
ノ有無ヲ知ル  
ノ後ニアラザ  
レバ寸時ノ間  
ト雖モ其職務  
離レシムルコ  
トヲ得ズ故ニ  
故障ナキニ於  
テハ速ニ其令  
狀ニ應ゼシム  
ルヲイフ  
其監倉ニ引致  
スルコト能ハサ

其囑託ヲ受ケタル豫審判事ハ被告人ヲ訊問シタル  
一後其旨ヲ勾引狀ヲ發シタル豫審判事ニ通知シ其意  
見ヲ聽キ被告人ヲ放免シ又ハ前ニ發シタル勾引狀  
ヲ以テ管轄豫審判事ニ送致ス可キノ言渡ヲ為ス可  
シ

第百二十五條 豫審判事ハ召喚狀又ハ勾引狀ヲ受ケ  
タル被告人疾病其他正當ノ事由アリテ令狀ニ應ス  
ル能ハサルコトヲ證明シタル時ハ被告人ノ所在ニ就  
テ之ヲ訊問スルコトヲ得若シ被告人其管轄地外ニ在  
ル時ハ其所在ノ地ノ豫審判事ニ訊問ノ事ヲ囑託ス

ル時ハ假ニ最  
近ノ監倉ニ引  
致スルコトヲ得  
令狀ヲ發シタル  
ルトキ其令狀  
ニ指示シタル  
監倉ニ被告人  
ヲ送致スル  
方法至極困難  
ナル等其  
原因アリテ令  
狀ノ一部ヲ得  
執行スルハ被告  
人ヲ最近ノ監  
倉ニ監禁スル  
トス  
官吏ノ立會ニ  
依リ其親屬故

可シ  
第百二十六條 勾留狀ハ被告人逃亡シ又ハ第百二十  
三條ノ場合ヲ除クノ外被告人ヲ訊問シタル後禁錮  
以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料スルニ非サレハ之ヲ  
發スルコトヲ得ス  
第百二十七條 豫審判事ハ勾留狀ヲ執行シタルヨリ  
十日ヲ過クル時ハ之ヲ收監狀ニ換ヘ若クハ第百二  
十九條ノ規則ニ從ヒ被告人ヲ責付ス可シ  
檢事ハ被告人ヲ責付スルコトナク更ニ十日間之ヲ勾  
留ス可キコトヲ豫審判事ニ求ムルヲ得

舊又ハ代官人  
ニ接見スル  
ヲ得親屬知  
人等被告へ  
立合ハ官吏  
ハ接見者ヨ  
被告ノ進出  
ヲ容易ナラ  
レシム可キ  
所ノ捜索ヲ  
件ヲ被告ノ  
交付スルヤ  
キニ注意ス  
密室監禁ノ  
事實發見ヲ  
スル爲メ被  
告ト他人ノ  
接ヲ禁シタ  
ル

第二百二十八條 收監狀ハ既ニ取掛リタル豫審ノ手續  
ヲ檢事ニ通知シ且其意見ヲ聽キタル後ニ非サレハ  
之ヲ發スルコトヲ得ス

第二百二十九條 收監狀ニハ左ノ條件ヲ記載ス可シ  
一被告事件ノ概畧及ヒ加重減輕ノ模様アル時ハ其  
概畧

二其罪ヲ罰ス可キ法律ノ正條  
三檢察官ノ意見ヲ聽キタルコト

第二百三十條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏  
名職業住所ヲ記載ス可シ但召喚狀ヲ除ク外其氏  
名分明ナラサル時ハ容貌體格等ヲ明示ス可シ  
又令狀ニハ之ヲ發スルノ年月日時ヲ記載シ豫審判  
事及ヒ書記署名捺印ス可シ

勾引狀勾留狀收監狀ハ巡查ヲシテ之ヲ執行セシム

第二百三十一條 召喚狀ハ第二十三條ノ規則ニ從ヒ書  
記局所屬ノ使丁ヲシテ被告人又ハ其住所ニ之ヲ送  
達セシム

第二百三十二條 勾引狀勾留狀收監狀ハ日本全國ニ於  
テ之ヲ執行ス但時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡查數  
人ニ分付スルコトアル可シ

被告人ヲ密室  
ニ監禁スルノ  
言渡ヲ爲ス  
ヲ得豫審判事  
外入ト交接ス  
ルニ於テハ其  
罪惡ヲ掩蔽シ  
故ニ詐欺ノ中  
立ヲナシ或ハ  
其共犯者罪ノ  
証跡ヲ消滅ス  
ル等ノ恐レテ  
人ヲ交接ヲ禁  
止スル密室ニ  
監禁スルコト  
得ルモノアリ  
密室監禁八十

日ヲ超過ス可  
カラス密監  
告人ニ其シキ  
苦痛ヲ覺ヘシ  
ムルモノナレ  
ハ其時日ヲ制  
限セザルナリ  
證據テ此節ハ  
證據ヲ示ス  
法律ニ於テハ  
被告事件ノ模  
様ニ因リ有罪  
ナルノ推測ヲ  
定ムルコトニ  
犯罪ノ證據タ  
ルヤ必ス直接

前項ノ令狀ヲ執行スルニハ被告人ニ正本ヲ示シ其  
謄本ヲ下付ス可シ此場合ニ於テハ第二十三條第二  
項第四項ノ規則ニ從フ

第三百三十三條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡査ハ被告

人其家宅若クハ他人ノ家宅ニ潛匿シタリト思料シ

タル時ハ其地ノ戸長又其差支アル時ハ隣佑二名以

上ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可シ

巡査ハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラヌ搜索

調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ

家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ為ス可キヲ得ス

豫審ノニシテハ  
被告ノ證據ニ付  
キ公判ニ於テ  
ハ本案ニ付キ  
審判スルニ於  
テ其有罪ナル  
心證充分ナル  
ハ證據カラス  
蓋シ被造官ハ  
質シタル上ニ  
テ其心悟スル  
所ノ本心並ニ  
一切ノ證據ニ  
憑クテ審理非  
ル上ニ審理非  
ノ明能スル所  
依リ心知能ス  
ルモ心知能ス  
書記又ハ立會  
人ナクシテ寫

第三百三十四條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潛

匿シタルト知リ又ハ潛匿シタリト思料シタル場

合ニ於テ被告事件急速ヲ要スル時ハ巡査ニ令狀ヲ

帶行セシムルヲ得

巡査ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事檢事又ハ司法警

察官ニ令狀ヲ示シテ即時ニ執行ヲ求ム可シ

第三百三十五條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知ス

ルト能ハサル時ハ各控訴裁判所檢事長ニ被告人ノ

人相書ヲ送致シ搜查及ヒ逮捕ヲ為ス可キヲ請求

スルヲ得



第五百五十五條

スルハ大ニ其ノ職務ニ背クモ  
其對質ニ關スル部分ヲ讀明カス可シ其關係タル部分ノミハ之ヲ讀明カス可シトナスハ是レ豫審處分ハ必ズ關係セザル者ニ付テハ之ヲ秘スルヲ要スルヲ以テナリ

第四百十條

密室監禁ノ場合ヲ除クノ外被告人ハ監獄則ニ從ヒ官吏ノ立會ニ依リ其親屬故舊又ハ代言人ニ接見スルヲ得

書翰書籍其他ノ書類ハ豫審判事ノ檢閲ヲ經タル後

ニ非サレハ被告人ト外人ト之ヲ授受スルヲ許サ

ス但豫審判事ハ其書類ヲ留置クヲ得

第四百十一條

豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ニ非スト思料シタル時ハ豫審中何時ニ

テモ勾留狀又ハ收監狀ヲ取消ス可シ但收監狀ヲ取

消ス時ハ豫メ檢察官ノ意見ヲ聽ク可シ

第五百五十六條

被告人又ハ對質人國語ニ通ズル時被告人對質人國語ニ通ズルハ海峽殖民地ノ民或ハ海外諸國ノ法律ニ服從スル外國人ノ被告タル片等ヲ指シテ

第四百十二條

監倉ニハ刑法治罪法ヲ備置キ被告人ノ請求ニ從ヒ之ヲ貸與ス可シ

第二節 密室監禁

第四百十三條

豫審判事ハ豫審中事實發見ノ為メ必要ナリト思料シタル時ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ勾留狀若クハ收監狀ヲ受ケタル被告人ヲ

密室ニ監禁スルノ言渡ヲ爲スヲ得

第四百十四條

密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ一名毎ニ之ヲ別室ニ置キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ

非サレハ他人ト接見シ又ハ書類貨幣其他ノ物品ヲ

○密室監禁○證據

第五百五十七條

實人國語ニ通ズルハ海峽殖民地ノ民或ハ海外諸國ノ法律ニ服從スル外國人ノ被告タル片等ヲ指シテ

第五節

第五百五十八條

重罪輕罪ノ犯

所ニ臨ミ檢査  
ヲ爲ス可シ  
輕罪ニシテ  
罪ノ痕跡ヲ  
カフザルヲ  
テ豫審判事  
犯所ニ臨ミ  
察檢査ヲ爲  
可シトス  
臨檢ノ場所ニ  
於テ發見シ  
ル物件ヲ  
ル物件ヲ  
毆打等ヲ爲  
犯所ニ散テ  
タル衣片ヲ  
告人ニ屬ス  
モ此等ノ物  
件

授受スルヲ許サス

食物飲料藥餌其他監倉ヨリ給ス可キ物品ト雖モ監倉長ノ特ニ指名シタル者ヲシテ之ヲ給與セシム

第四百四十五條 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可カラズ但

十日毎ニ其言渡ヲ更改スルヲ得

言渡ヲ更改スル時ハ其事由ヲ裁判所長ニ報告ス可

シ

豫審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問シ通常ノ規則ニ從ヒ調書ヲ作ル可シ

第三節 證據

タル審判上  
用ノ器具ニ  
テ其證據憑  
トナルニ於  
ハ最モカアル  
モノナリ  
豫審判事ハ被  
告人ノ住所又  
ハ事實ヲ證明  
ス可キ物件ヲ  
藏匿スルノ疑  
アル者ノ住所  
ニ臨檢スル  
ヲ得  
物ヲ明シ  
ルノ疑ヒアル  
片家宅搜索  
爲ス場合ナリ

第四百四十六條 法律ニ於テハ被告事件ノ模様ニ因リ

有罪ナルノ推測ヲ定ムルヲナシ

被告人ノ自狀官吏ノ檢證調書證據物件證人ノ陳述

鑑定人ノ申立其他諸般ノ徵憑ハ裁判官ノ判定ニ任

ス

第四百四十七條 豫審判事ハ檢察官民事原告人被告人

ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要

ナリトスル證據徵憑ヲ集取ス可シ

第四百四十八條 豫審判事臨檢家宅搜索物件差押又ハ

被告人證人ノ訊問ヲ爲スニハ書記ノ立會ヲ必要ト

(三六章)

(五條)

民事原告人及  
其代人ハ前  
ニ記載シタル  
處分ニ立會フ  
ルヲ得ル事  
及ヒ被告ハ  
立會フ要セザ  
ル片ハ此等ノ  
者ニ故ニ其旨  
ヲ通ズルニ  
ナレ故ニ此等  
ノ者ヨリ豫  
其處分ニ立會  
望ム旨ヲ判事  
ニ通知ス可  
トス  
其物件ヲ被告

入書記ハ調書ヲ作り豫審判事ト共ニ署名捺印ス可  
シ  
裁判所外ニ於テ急遽ノ際書記ノ立會ヲ得ル丁能ハ  
サル時ハ立會人二名アルヲ要ス但監倉ニ就テ被告  
人ヲ訊問スル時ハ其監倉ノ官吏一名ヲシテ立會ハ  
シム可シ  
前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作り之ヲ  
讀聞カセ立會人ト共ニ署名捺印ス可シ  
書記又ハ立會人ナクシテ為シタル處分ハ其效ナカ  
ル可シ

(三六章)

人ニ示シ辨解  
ヲ爲サシム可  
レ豫審判事ハ  
押收シタル物  
件ニ付被告  
ヲ訊問シ其答  
辨ノ虚實ヲ驗  
審ス可シ其答  
辨ハ或ハ眞實  
測或ハ顯跡ト  
ナルヘシ  
若シ其禁ヲ犯  
ス者アル時ハ  
之ヲ逐斥シ又  
ハ處分ノ終ル  
マデ之ヲ留置

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質  
第四百四十九條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ  
但檢證ヲ為シ又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要  
スル時ハ此限ニ在ラス  
第四百五十條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ白狀セ  
シムル為メ恐嚇又ハ詐言ヲ用フ可カラス  
第四百五十一條 書記ハ訊問及ヒ陳述ヲ錄取シ被告人  
ニ之ヲ讀聞カス可シ  
豫審判事ハ被告人ニ其陳述ノ相違ナキヤ否ヲ問ヒ  
署名捺印セシム可シ若シ署名捺印スル丁能ハサル

○被告人ノ訊問及ヒ對質

(第六節)

(第六十條)

スルヲ得シ  
此ノ禁ヲ犯シ  
テ入リタルト  
キ之ヲ盡クハ  
敢セシムルハ  
外形ノ模倣ヲ  
檢證スルニ止  
ルヲ以テ衆人  
ノ會聚大ニ障  
碍ヲ爲スヘキ  
時ニテアリ  
治安判事  
註スルヲ得  
總檢搜索ノ場  
所ニ接近スル  
治安判事ニ其  
職ヲ行フヲ得  
ヘキ五ノトセ  
レハ使冠上ノ  
点ヨリ起レル  
ナリ  
證人訊問ニ付

時ハ其旨ヲ附記ス可シ

書記ハ本條ノ式ヲ履行シタルトテ記載シ豫審判事

ト共ニ署名捺印ス可シ

第二百五十二條 被告人其陳述ニ付キ變更増減ス可キ

トテ申立タル時ハ更ニ訊問ヲ爲シ前條ノ規則ニ從

ヒ其訊問及ヒ陳述ヲ錄取シ之ヲ讀聞カセ署名捺印

ス可シ

第二百五十三條 被告人ハ陳述書ノ謄本ヲ求ムルトテ

得  
第二百五十四條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルト人違

(第七十條)

(第七十條)

テ證人ヲ訊問  
スル手續ヲ示  
ス  
輕罪事件ニ付  
テハ各五名重  
罪事件ニ付テ  
ハ各十名ヲ限  
リ呼出ス可シ  
證人ノ數過多  
ナル片ハ隨テ  
元費ヲ増シ無  
用ノ邊延ヲ致  
ス等ノ患ヲカ  
ラン爲メ其人  
員ヲ限ルモノ  
ナリ  
證人管轄地外  
ニ在時ハ其所

ナキト其他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模様ヲ證スル

爲メ必要ナリトスル時ハ被告人ト他ノ被告人證人

又ハ其他ノ者ト對質セシムルヲ得

第二百五十五條 書記ハ對質人ノ陳述及ヒ對質ニ因リ

生スル一切ノ事件ヲ錄取シ對質人ニ其對質ニ關ス

ル部分ヲ讀聞カス可シ

第二百五十一條 第二百五十二條ノ規則ハ對質ニ付テモ

亦之ヲ適用ス

第二百五十六條 被告人又ハ對質人讎ナル時ハ書面ヲ

以テ問ヒ啞ナル時ハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ讎者

○檢證及ヒ物件差押



在ノ地輕罪裁  
判所書記ニ送  
達ノ事ヲ囑託  
ス可シ  
證人管轄地外  
ニ在ル者ニ付  
テハ呼出ヲ爲  
ス可カラザル  
ヲ以テ豫審判  
事ハ遠隔セル  
證人住所ノ地  
ノ書記ニ囑託  
スルヲイフ  
證人ノ氏名住  
所及ヒ職業ヲ  
記載ス可シ證  
人ノ人違ナルノ  
疑ニキ爲メ詳

啞者文字ヲ知ラサル時ハ通事ヲ命ス可シ

被告人又ハ對質人國語ニ通セサル時亦同シ

第二百五十七條 通事ハ正實ニ通譯ス可キノ宣誓ヲ爲

ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム

可シ

第九十二條第九十三條第二百條ノ規則ハ本條

ニモ亦之ヲ適用ス

第五節 檢證及ヒ物件差押

第一百五十八條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリ

細ニ其氏名住  
所等ヲ記載ス  
ルモノトス  
呼出ニ應ズル  
能ハザルヲ  
證明シタル時  
ハ豫審判事其  
所在ニ就テ之  
訊問スヘシ證  
人  
疾病ナルヲ醫  
師ノ診察書ニ  
テ證明シ又ハ  
公發其他正當  
ノ理由ニヨリ  
テ呼出ニ應ズ  
ル能ハザルヲ  
證明シタル  
ニ於テハ其必  
要ナリト思料

トスル時ハ重罪輕罪ノ犯所ニ臨ミ檢證ヲ爲ス可シ

又檢事ノ請求アリタル時ハ如何ナル場合ト雖モ臨

檢ス可シ

第一百五十九條 豫審判事ハ犯罪ノ性質方法日時場所

及ヒ被告人ノ人違ナキトテ證明ス可キ模様ニ付キ

調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ヲモ記載ス可シ

第一百六十條 豫審判事ハ臨檢ノ場所ニ於テ發見シタ

ル物件其出所及ヒ模様ニ因リ被告人ノ人違ナキト

又ハ犯罪ノ模様ヲ知ルニ足ル可シト思料シタル時

スル口証ヲ取  
ル爲メニ其  
在ニ就テ之ヲ  
問ベキヲイフ  
前二條ニ定メ  
タル差支ノ場  
合ヲ除クノ外  
證人呼出ニ應  
セザル時正當  
ノ理由ナクシ  
テ呼出ニ應セ  
ザルハコレ公  
務ヲ行フヲ拒  
ムモノナリル  
ヲ得ンヤ  
豫知シ難キ正  
當ノ事故アリ

ハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物  
件ヲ監護シ又ハ遞送スルハ書記之ヲ擔任ス可シ

第六十一條 豫審判事ハ臨檢家宅搜索物件差押ニ

付キ其日ニ處分ヲ終ラサル時ハ場所ノ周圍ヲ閉鎖

シ又ハ看守者ヲ置クヲ得

第六十二條 豫審判事ハ被告人ノ住所又ハ事實ヲ

證明ス可キ物件ヲ藏匿スルノ疑アル者ノ住所ニ臨

檢スルヲ得

被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住所ニ在ラサル時

ハ同居ノ親屬若シ其在ラサル時ハ戸長ノ立會アル

ヲ要ス

第三百三十三條第三項ノ規則ハ本條ニモ亦之ヲ適用

ス

第六十三條 被告人ハ臨檢家宅搜索ノ處分ニ立會

ヒ又ハ代人ヲシテ立會ハシムルヲ得

若シ被告人勾留ヲ受ケタル時ハ自ラ立會フヲ得

ス但豫審判事本人ノ立會ヲ必要ナリトスル時ハ此

限ニ在ラス

民事原告人及ヒ其代人ハ前ニ記載シタル處分ニ立

會フヲ得但豫審判事ハ其立會ノ爲ノ豫審ヲ遲延

テ出廷スル能  
ハサリシコトヲ  
證明シタル時  
ハ檢事ノ意見  
ヲ聽キ其罰金  
ヲ取消スベシ  
此レ故障控訴  
ヲ許サザルニ  
付若シ本條ノ  
如ク證明シタ  
ルニ於テハ檢  
事ノ意見ヲ聽  
キ直チニ其罰  
金ヲ取消ス可

左ニ記載シタ  
ル者ハ證人ト



舊ノ發覺セ  
ルハ恐ル  
ニ情ヲ告  
シ他ノ被  
シ罪ニ陪  
トスル一  
或ハ之ニ  
テ故ラニ  
告人ノ為  
曲庇スル  
レバナリ

格別ニ之ヲ訊  
問ス可シ  
其陳述スル  
ヲ聽クハ其  
惡意アルニ  
サレモ自然  
動ヲ生スル  
之ヲ訊問ス  
必ス各別ニ  
ノ可スルニ  
面前三於テ

ルヲ得

第六十九條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリ

トスル時ハ驛遞電信鐵道ノ官署諸會社ニ其事由ヲ

通知シ被告人又ハ豫審ニ關係アル者ヨリ發シ若ク

ハ是等ノ者ニ對シ發シタル書類電報又ハ物件ヲ受

取開披スルヲ得但受取證書ヲ渡ス可シ

前項ノ書類物件不用ニ屬シタル時ハ其官署又ハ會

社ニ還付ス可シ

第六節 證人訊問

第七十條 豫審判事ハ檢事民事原告人又ハ被告人

モ亦供述セ  
ム可カラズ  
證人ノ陳述ヲ  
確實ナラシム  
ル爲メ必要ナ  
リトスル時ハ

云々本條ハ判  
クノ場合ナリ  
證人僅カニ隔  
テタル場所ニ  
在リテ犯罪事  
件ヲ見聞シタ  
ハ之ニ供述シ  
其接近ノ地ニ  
在リタルモ猶  
ホ之ヲ見聞セ  
サリシト供述  
シテ其真偽ハ  
辨スル能ハズ

ヨリ證人トシテ指名シタル者ヲ呼出ス可シ

原告證人被告證人ノ員數夥多ナル時ハ指名ノ順序

ニ從ヒ又ハ最も事實ヲ知ル可シト思料シタル者輕

罪事件ニ付テハ各五名重罪事件ニ付テハ各十名ヲ

限り先ツ之ヲ呼出ス可シ但事實發見ノ爲メ必要ナ

リトスル時ハ此限ニ在ラス

又原被ノ指名セサル者ト雖モ豫審判事ノ職權ヲ以

テ證人トシテ之ヲ呼出スヲ得

第七十一條 證人ハ豫審判事ノ名ヲ以テ之ヲ呼出

ス可シ但其呼出狀ハ第二十三條ノ規則ニ從ヒ之ヲ

（第九十條）  
（第七節）

故ニ其陳述ヲ  
確定ナラシム  
ル爲メ同行ヲ  
ナスナリ  
書記ハ證人ノ  
陳述ニ付キ各  
別ニ調書ヲ作  
ル可シ  
証人ノ  
陳述ニ付キ  
別ニ調書ヲ作  
ル可シ  
証人ノ  
陳述ニ付キ  
別ニ調書ヲ作  
ル可シ

送達ス可シ  
若シ證人管轄地外ニ在ル時ハ其所在ノ地ノ輕罪裁  
判所書記ニ送達ノ事ヲ囑託ス可シ  
第百七十二條 豫審判事ハ證人裁判所々在ノ地ニ住  
セサル時ハ其住所ノ地ノ治安判事ニ訊問ノ事ヲ囑  
託スルヲ得  
若シ證人管轄地外ニ在ル時ハ其所在ノ地ノ豫審判  
事又ハ治安判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルヲ得  
本條ノ場合ニ於テ呼出狀ハ囑託ヲ受ケタル判事ノ  
名ヲ以テ其裁判所ノ書記局ヨリ之ヲ送達ス可シ

（第九十條）  
（第七節）

ルヲ得証人陳  
述ヲ誤  
リ又ハ事實相  
違ノ事ヲ供述  
シタルトキハ  
何時ニテモ其  
變更増減スル  
ヲ得ヘキヲ  
イフ  
鑑定果テ分明  
ナラシムル爲  
メ鑑定セルム  
ルモノトス  
鑑定人ヲ必要  
ナリトスル時  
ハ毒藥ヲ以テ  
ハ人ヲ殺シタ  
ル場合ニ於テ  
ハ管轄地外ニ  
在ル證人ノ陳  
述ニ付キ各  
別ニ調書ヲ作  
ル可シ

第百七十三條 呼出狀ニハ證人ノ氏名住所及ヒ職業  
ヲ記載ス可シ  
又出頭ノ日時場所及ヒ呼出ニ應セサル時ハ罰金ヲ  
言渡シ且勾引スルヲアル可キ旨ヲ記載ス可シ  
呼出狀ノ送達ト出延トノ間少クトモ二十四時ノ猶  
豫アル可シ  
第百七十四條 證人疾病公務其他正當ノ事故ニ因リ  
呼出ニ應スル能ハサルヲ證明シタル時ハ豫審判  
事其所在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ  
第百七十五條 證人ト爲ル可キ者陸海軍在營ノ軍人



人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルヲ得。鑑定人ニルヲ能ハザルニ因リ數人ヲ請求シ又ハ判事是等ノ場合ヲ察シ數人ヲ増シ或ハ他ノ鑑定人ヲシテ鑑定セシムルニテハ判事ノ職權ニテモノトス。鑑定書ヲ作リ其手續結果及ヒ鑑定ヲ爲シ

ハ其人違ナキヲ證明ス可シ

第一百七十九條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者

ニ對シ其氏名年齢職業住所及ヒ第一百八十一條ニ記載シタル者ナリヤ否ヲ問フ可シ

第一百八十條 豫審判事ハ證人ヲシテ受憎畏懼ノ心ナク正實ニ陳述ヲ爲ス可キヲ宣誓セシム可シ

豫審判事ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム若シ署名捺印スルヲ能ハサル時ハ其旨ヲ附記ス可シ

宣誓書ハ訴訟書類ニ添置ク可シ

タル時間ヲ詳記スベシ。鑑定人シタル事ヲ明瞭ナル事ヲ爲シメ鑑定書ヲ作リ其手續結果等ヲ詳記スルモノナリ。現行犯ノ豫審現行犯及ビ准現行犯ノ豫審ノ手續ヲ示スモノナリ。其事件急速ヲ要スル時ハ檢事ノ請求ヲ待タス。重罪輕罪アル時ハ固ヨリ急遽ヲ要ス

第一百八十一條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルヲ許サス但事實參考ノ爲メ其陳述ヲ聽クヲ得

一 民事原告人

二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬

三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ是等ノ者ノ後見ヲ受クル者

四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人

第一百八十二條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

一 十六歳未満ノ幼者

二 知覺精神ノ不充分ナル者

ルニ付檢事ノ請未ナレト雖  
取直チニ豫審  
ニ取リ掛リ豫  
審判事ノ職務  
ヲ行フモサマ  
タゲテトス  
檢事ヨリ其豫  
審手續ヲ繼續  
ス可キ者ニ非  
サルノ意見  
リト雖モ通常  
ノ規則ニ從ヒ  
之ヲ終結スヘ  
シ本條ハ豫審  
判事自ラ豫  
ナラシメテ檢  
事ニ付テ

三瘖啞者

四公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者

五重罪事件ニ付キ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ受ケ

又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判

ニ付セラレタル者

六現ニ陳述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其

證憑充分ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル

者

第百八十三條 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ陳述

ヲ肯セサル時ハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第

シテ公訴アラ  
起テ公訴ノ場  
合ヲホスモ  
ナレバ檢察官  
ニ於テ起訴ヲ  
兼却ス可キ  
豫審判事ハ通  
常ノ規則ニ從  
ヒ豫審ヲ繼續  
シ又ハ終結ス  
ルノ權アリト  
司法警察官モ  
亦假ニ之ヲ行  
フコトヲ得但令  
狀ヲ發スルコ  
トヲ得ス司法警  
察官ハ豫審判  
事ノ補佐トシ  
ル者ナレバ前

百八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其言渡ニ對シ

テハ故障及ヒ控訴ヲ許サス

醫師藥商總娼又ハ代言人辯護人代書人公證人若ク

ハ神官僧侶其身分職業ニ關スル秘密ノ事件ニ付キ

委託ヲ受ケタル者ハ前項ノ例ニ在ラス

第百八十四條 證人ハ他ノ證人及ヒ被告人ト各別ニ

之ヲ訊問ス可シ但事實發見ノ爲メ必要ナリトスル

時ハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコ

ト得

第百八十五條 豫審判事ハ證人ノ陳述ヲ確實ナラシ



(第百七條)

ト同一ノ場合ニ於テハ檢事ニ附屬シタル非行ノ權ヲ得ベシ然レモ檢事ノ區別ヲ保タシテ檢事ノ發シタル檢事ノ發シタルル勾留狀ヲ解キ又ハ之ヲ存スルコトヲ得ル

ムル爲メ必要ナリトスル時ハ重罪輕罪ノ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

若シ證人同行スルコトヲ肯セサル時ハ第百七十六條ノ規則ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ

第百八十六條 第百五十六條第百五十七條ノ規則ハ證人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第百八十七條 皇族又ハ勅住官證人ナル時ハ豫審判事書記ト共ニ其所在ニ就テ陳述ヲ聽ク可シ

第百八十八條 書記ハ證人ノ陳述ニ付キ各別ニ調書ヲ作ル可シ

(第百九條)

刑事ノ隨意トシテ保釋ヲ許スルコトヲ得ルハ檢事ノ權ニ屬スルコトニシテ檢事ノ發シタル檢事ノ發シタルル勾留狀ヲ解キ又ハ之ヲ存スルコトヲ得ル

其調書ニハ證人宣誓ヲ爲シタルコト又ハ爲ササルノ事由ヲ記載ス可シ

第百八十九條 豫審判事ハ證人ニ其陳述ノ相違ナキヤ否ヲ知ラシムル爲メ書記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ

證人ハ其陳述ヲ變更増減センコトヲ請求スルコトヲ得書記ハ其請求アリタルコト及ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載シ豫審判事及ヒ證人ト共ニ署名捺印ス可シ

若シ證人署名捺印スルコト能ハサル時ハ其旨ヲ附記ス可シ

○鑑定

判事其被告人ノ請求ニヨリ檢事ノ意見ヲ聽キ呼出ニ應ジ何時ニテモ出廷スルノ誓約ヲ爲サシメ保釋ヲ與フルヲ得

豫審判事其金額ヲ定メ保釋ヲ許ス金額ハ件ノ大小證據ノ輕重並ニ被告人又ハ其親族ノ貧富ヲ量職權ヲ以テ適宜ニ之ヲ決定ス保證金ヲ没入ス

第百九十條 證人ハ即時ニ出廷ニ付テノ旅費日當ヲ要ムルヲ得

若シ日稼ヲ以テ生業トスル者ナル時ハ旅費日當ノ外日稼高二等シキ償金ヲ要ムルヲ得

本條ノ場合ニ於テハ豫審判事其金額ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ

第七節 鑑定

第百九十一條 豫審判事ハ犯罪ノ性質方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定人ヲ必要ナリトスル時ハ學術職業ニ因リ鑑定スルヲ得可キ者一名又ハ

數名ヲシテ鑑定ヲ爲サシム可シ

第百九十二條 鑑定人ハ書記局ヨリ呼出狀ヲ以テ之

ヲ呼出ス可シ其呼出狀ニハ犯罪事件ニ付キ鑑定ヲ

命スルヲ及ヒ呼出ニ應セサル時ハ罰金ヲ言渡ス可

キヲ記載ス可シ

鑑定人呼出ニ應セサル時ハ第百七十六條ノ規則ニ

從ヒ處分ス可シ但勾引狀ヲ發スルヲ得ス

第百七十七條ノ規則ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第百九十三條 鑑定人ハ正實ニ鑑定ス可キノ宣誓ヲ

爲ス可シ其宣誓ハ第百八十條ノ式ニ從フ

スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫審判事其言渡ヲ爲ス可シ被告人ヨリ預納シタル保證金ヲ没入スルノ旨ヲ言渡スルニ付テハ豫審判事ニ於テ其盟約ニ背キタルヤ否ヤヲ檢証シ檢察官ノ意見ヲ聽キ言渡スモノノス

前二没入シタル金額ヲ還付ス可シ被告人出廷ヲ

怠リ保証金ヲ  
没入スルノ言  
テ後子被告ハ  
ノ事件無罪又  
ハ輕罪若クハ  
違警罪裁判ハ  
テニ於テハ之  
ヲ常用セサル  
場合ニ過シ  
タルニ因リモ  
モ豫審ヲ妨礙  
シタルニ非サ  
ルニテ故ニ前  
ニ没入シタル  
金額ヲ還附ス  
ルハ當然ノ理  
トイフベシ

書記ハ鑑定人ノ宣誓シタルトテ鑑定命令書ノ紙尾ニ記載シ之ニ宣誓書ヲ添置シ得

第百九十四條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサル時ハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法

第百七十九條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其言渡ニ

對シテハ故障及ヒ控訴ヲ許サス

第百九十五條 第百八十一條第百八十二條ニ記載シ

タル者ニハ鑑定ヲ命スルトテ得ス但急遽ノ際正當

ノ鑑定人ト爲ル可キ者ナキ時ハ事實參考ノ爲メ鑑

定ヲ命スルトテ得

豫審終結ノ處

分ニ付キ檢事

ノ意見ヲ求ム

ル爲メ一切ノ

訴訟書類ヲ送

致ス可シ豫審

ハ檢事ノ意見

ヲ聽キタル上

ニ非ザレハ豫

審終結ス可カ

ラザルヲ以テ

猶一度一切ノ

書類ヲ檢査ニ

送付スベシ

豫審判事ハ檢

事ノ意見如何

ナルヲ問ハス

第百九十六條 豫審判事ハ成ル可ク鑑定ニ立會フ可

シ

第百九十七條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ

職權ヲ以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セ

シムルトテ得

第百九十八條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續結果及

ヒ鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ

若シ結果ヲ得サル時ハ其推測スル所ヲ記載ス可シ

鑑定人意見ヲ異ニスル時ハ各自鑑定書ヲ作り又ハ

各自ノ意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ

○現行犯ノ豫審

後ニ記載シタ  
ル言渡シテ以  
テ豫審ヲ終結  
ス可シ前條ノ  
事ヨリ取調ヲ  
請未アリタル  
片判事ニ於テ  
ハ吏ニ豫審ヲ  
要セズト爲ス  
場合ヲイフ  
モ斯ノ見知  
事ノ意見ハ  
豫審ヲ開ハ  
ルモノ終結  
百四十六條  
定ムル如ク  
テ豫審終結  
言渡シニ對シ  
テ故障ヲ爲  
得レバナリ

第九十九條 鑑定人ハ鑑定書ニ年月日ヲ記載シ署名捺印及ヒ契印ス可シ  
又鑑定書ニハ豫審判事之ヲ受取リタル年月日ヲ記載シ書記ト共ニ檢印ス可シ  
鑑定書ハ鑑定命令書ニ添置ク可シ  
外國人鑑定ヲ爲シタル時ハ其鑑定書ニ裁判所ヨリ命シタル通事ノ作リタル譯本ヲ添置ク可シ  
第二百條 鑑定人及ヒ通事ニハ旅費給料其他相當ノ費用ヲ給與ス可シ  
第八節 現行犯ノ豫審

(條十百第 四二二)

(條十百第 五二二)

法律上ニ於テ  
其罪ヲ全免ス  
ル時ハ本項被  
死去スル片ハ  
免訴ノ言渡ヲ  
爲スヲ要セザ  
ルハ此場合ニ  
於テハ豫審ヲ  
終結スルハ判  
事ノ所爲ト云  
ハ法律上ノ事  
云フ可主由レ  
ハナリ  
被告事件違警  
罪ナリト思料  
シタル時ハ違  
警罪裁判アリ

第二百一條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ現行ノ重罪輕罪アルトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スル時ハ檢事ノ請求ヲ待タス直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルトヲ得  
豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ニ定メタル規則ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スヲ得  
第二百二條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタル者トス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルトヲ記載ス可シ

移スノ言渡ヲ  
爲シ初メ被告  
又ハ告テ過重  
其事件ヲ過重  
ナラシメタル  
ニ由リ豫審ヲ  
行ヒタルナリ  
故ニ判事違警  
罪ナリト思料  
レタルハ被告  
告人ヲ違警罪  
裁判所ニ移ス  
スベシトシテ  
被告事件重罪  
ナリト思料シ  
タル時  
判事被告ノ  
トキハ重罪裁

豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キ者ニ非サルノ意見アリト雖モ通常ノ規則ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ	第二百三條 檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ現行ノ重罪輕罪アルト知リタル時ハ豫審判事ヲ待ツナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲ス得但罰金ノ言渡ヲ爲ス得	證人及ヒ鑑定人ノ陳述ハ宣誓ヲ用フルナク之ヲ聽ク可シ	第二百四條 前條ノ場合ニ於テ檢事ハ證憑書類ニ意
--	---	---------------------------	-------------------------

判事ニ移スベ  
シ但其言渡レ  
ニ對シ被告ノ  
又ハ檢察官ヨ  
リ故障又ハ控  
前ヲ爲スレト  
ル者若シ是レ  
ハノ上訴ヲ行  
ハザルハ重罪  
罪裁所ニ移ス  
行スルヲ得ベ  
シ

見書ヲ添へ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致ス可シ	第二百五條 第二百三條ニ於テ檢事ニ許シタル職務ハ司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フ得但令狀ヲ發スルヲ得ス	司法警察官ハ證憑書類ニ意見書ヲ添へ被告人ト共ニ速ニ之ヲ檢事ニ送致ス可シ	第二百六條 檢事被告人ヲ受取リタル時ハ二十四時内ニ之ヲ訊問シ調書ヲ作り勾留狀ヲ發スルト否トヲ問ハス一切ノ書類ニ請求書ヲ添へ豫審判事ニ送致ス可シ
---------------------	--	-------------------------------------	---



民事裁判所ニ  
請求スルヲ  
許セリ  
豫審上訴  
豫審處分ニ對  
シ檢察官又ハ  
被告人ヨリ上  
訴ヲ爲ス場合  
ヲ示ス  
左ノ場合ニ於  
テハ檢事又ハ  
被告ヨリ云々  
第一ハ犯罪ノ  
場所及種類犯  
人ノ身分ニ付  
管轄ニ四箇ア  
ル場合其管轄  
違ノ申立ヲ棄

第二百一十一條 前條ノ證書ハ書記局ニ差出ス可シ

保釋中被告人ヲ呼出入時ハ出廷ヨリ二十四時前ニ  
其報知ヲ爲ス可シ

第二百一十二條 保釋ヲ許スニハ金圓ヲ以テ被告人ノ

出廷ヲ保證セシム可シ但豫審判事其金額ヲ定メ保  
釋ヲ許スノ言渡書ニ記載ス可シ

第二百一十三條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ其他ノ者

ヨリ保證金若クハ貯金預所又ハ銀行ノ預證書ヲ書  
記局ニ差出ス可シ

又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且充分ナル資力アル者

却シタル片第  
二ハ被告人ノ  
自由ヲ停止シ  
去ルニ筒ノ令  
狀ハ之ヲ發ス  
ルニ豫定ノ場  
合ニテ檢事分  
合並ニ檢察官  
二付テ檢察官  
並ニ被告ノヨ  
リ故得ベシ第  
三法律ニ違背  
シタル片第  
ハ現行犯ニ非  
ザル場合ニ於  
テ裁判官其職  
權ヲ以テ豫審  
等ヲ爲シタル  
故障ハ其裁判  
所ノ會議局ニ  
於テ判事三名

ヨリ金額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スヲ得

第二百一十四條 保釋中被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由

ナクシテ出廷セサル時ハ保證金ノ全部又ハ幾分ヲ  
没入ス可シ

第二百一十五條 保證金ヲ没入スルニハ檢事ノ意見ヲ

聽キ豫審判事其言渡ヲ爲ス可シ  
若シ他人ノ保證ニ係ル時ハ民事ノ規則ニ從ヒ之ヲ

徵收ス可シ

第二百一十六條 豫審判事保證金ヲ没入シタル時ハ保

釋ノ言渡ヲ取消ス可シ

以上三テ云々  
故障ノ裁決ヲ  
會議局ニ附セ  
ルハ新條ノ如  
ク豫審處合ヲ  
中止セザルヲ  
以テ成ル可ク  
亟ニ判決セザ  
ル可カラザレ  
バナリ  
豫審判事ヲ忌  
避スルヲ得  
裁判官ヲ忌避  
スルハ裁判官  
タル者其事件  
ヲ審判スルニ  
當リ正明ナル  
裁判ニ適應ス  
ル公本ト獨立  
トアルニ基

又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消ス一ヲ必要ナリトスル  
時ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消ス可シ

第二百十七條 豫審判事保證金ヲ没入シタル後免訴  
ノ言渡違警罪裁判所ニ移スノ言渡又ハ罰金ニ該ル  
可キ輕罪ニ付キ輕罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲シタ  
ル時ハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ没入シタル金額ヲ還  
付ス可シ

第二百十八條 豫審判事免訴ノ言渡違警罪裁判所ニ  
移スノ言渡又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ輕罪裁  
判所ニ移スノ言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消

クモノナリ  
忌避ノ申立ハ  
豫審判事云々  
裁判官ヲ忌避  
スル場合ニ於  
テハ趣意書ヲ  
以テ書記局ニ  
其旨ヲ申立ベ  
シ而シテ判官  
ハ其請願ニ付  
テ二十四時内  
ニ答辨ヲ爲ス  
可キモノス  
豫審判事ハ忌  
避ノ申立アリ  
タル時又ハ其  
申立ヲ棄却シ

シタル時ハ保證金ヲ還付ス可シ

第二百十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ  
間ハス檢事ノ意見ヲ聽キ被告人其親屬マタハ故舊  
ニ責付スルヲ得

第十節 豫審終結

第二百二十條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非スト  
シ又ハ他ニ取調ヲ要スルヲナシト思料シタル時ハ  
豫審終結ノ處分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル為メ一  
切ノ訴訟書類ヲ送致ス可シ  
檢事ハ訴訟書類ニ意見ヲ付シ二日之内ニ之ヲ還付ス

○豫審終結



タルニ付云々  
又急速ヲ要セ  
ザル事件ニ付  
テハ云々

故降並ニ忌避  
ノ請願ニヨリ  
決テ豫審處  
分ヲ停止ス可  
カラスト雖モ  
暫時停止スヘ  
キト否トハ只  
管之ヲ判官ノ  
審判スル所ニ  
任ス可キモノ  
豫審判事自ラ  
第二百三十七  
條ニ定メタル

可シ

第二百一十一條

檢事ハ豫審充分ナラスト思料シタル時ハ其條件ニ付キ更ニ取調ヲ請求スルヲ得若シ豫審判事其請求ヲ肯セサル時ハ檢事訴訟書類ニ意見ヲ付シ二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

第二百二十二條

豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハス後ニ記載シタル言渡ヲ以テ豫審ヲ終結ス可シ

第二百二十三條

豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルヲ認メタル時ハ其旨ヲ言渡ス可シ若シ勾留ヲ

原田アルヲ

認メ又ハ回避  
スヘキ者ト思  
料シタル時

裁判官ハ其忌  
避ヲ受ケル可  
キ場合ニ在ル  
場合ニ在ルカ  
又ハ其他ノ場  
合ト雖モ其不  
屬公平ノ信憑  
ヲ減殺セシム  
スルハ其嫌疑  
ヲ受ケルハ其  
嫌疑ノ請願  
ハ忌避ノ請願  
アルヲ以テ回  
避スルベシ

要スル者ト認メタル時ハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ

又ハ新ニ令狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第二百二十四條

豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ為シ且被告人勾留ヲ受ケタル時ハ放免ノ言渡ヲ為ス可シ

一 犯罪ノ證據充分ナラサル時

二 被告事件罪ト為ラサル時

三公訴ノ期滿免除ト為リタル時

四 確定裁判ヲ經タル時

五大赦アリタル時

檢事ハ總テ豫  
審終結ノ言渡  
ニ對シテ云々  
本條ハ故障ヲ  
爲スルニ付キ  
區別ヲ立シモ  
ノテ民事原  
告人モ亦故障  
ヲ爲スル檢察  
官ニ此レ檢察  
官ノ權限稍狭キ  
モノナリトス  
又被告人ハ自  
巳ノ利害ニ管  
スルニ非サル  
ヨリハ決シテ  
豫審終結ノ言  
渡ニ對シテ故  
障ヲ爲スルヲ  
得ス自己ノ利  
害トハ重罪裁

六法律ニ於テ其罪ヲ全免スル時  
本條ノ場合ニ於テ被害者ハ民事裁判所ニ非サレハ  
要償ノ訴ヲ為スコトヲ得ス

第二百二十五條 被告事件違警罪ナリト思料シタル  
時ハ違警罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ為シ且被告人勾  
留ヲ受ケタル時ハ釋放ノ言渡ヲ為ス可シ

第二百二十六條 被告事件輕罪ナリト思料シタル時  
ハ輕罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ為ス可シ  
被告人勾留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ル  
可キ者ト思料シタル時ハ釋放ノ言渡ヲ為ス可シ

判所ニ移スノ  
言渡シ又ハ輕  
罪裁判所ニ移  
罪裁判所ニ移  
スノ言渡シニ  
對シテハ豫審  
判事ノ管轄違  
越權等ノ場合  
ニアリテハ故  
障ヲ爲スコト  
得  
檢事民事原告  
人及ヒ被告人  
故障ヲ爲スニ  
ハ申立ヲ書記  
局ニ差出入可  
シ書記ハ速ニ  
其旨ヲ對手人

禁錮ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタル時ハ保釋ヲ許  
シ又ハ責付ヲ為スコトヲ得  
若シ被告人未タ勾留ヲ受ケサル時ハ令狀ヲ發スル  
コトヲ得

第二百二十七條 被告事件重罪ナリト思料シタル時  
ハ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ為ス可シ若シ保釋ヲ  
許シ又ハ責付ヲ為シタル時ハ其言渡ヲ取消ス可シ  
重罪裁判所ニ移スノ言渡書ニハ控訴裁判所檢事長  
ノ指揮アルマテ豫審ヲ為シタル裁判所ノ監倉ニ被  
告人ヲ留置ス可キコトヲ記載ス可シ



豫審判事ノ豫  
審セシテ外ニ尚  
ホ必要ト見込  
ム事柄アル時  
ハ判事一名豫  
シテ東ニ豫審  
ヲ爲シ又ハ其  
指シスル所ノ  
條件ニ付便ニ  
取調ヲ爲スノ  
場合ヲイフ  
職權ヲ以テ豫  
審判事ノ言渡  
ヲ取消スヲ  
得  
管轄越權又  
ハ公訴受理ス  
可カラザルヲ  
發見シタル  
ニ於テハ會議  
局ノ職權ヲ以

ルニ非サレハ其言渡ニ對シ上訴ヲ為スヲ得ス

第二百三十二條 前條ノ場合ニ於テ檢事又ハ民事原

告人ハ假ニ被告人ノ財産ヲ差押フ可キ丁ヲ民事裁

判所ニ請求スルヲ得

第二百三十三條 豫審終結ノ言渡ヲ為シタル時ハ豫

審判事ヨリ速ニ其旨ヲ裁判所長ニ報告ス可シ

又十五日毎ニ未決ノ豫審事件ニ付キ簡畧ナル報告

書ヲ差出ス可シ

第四章 豫審上訴

第二百三十四條 左ノ場合ニ於テハ檢事又ハ被告人

テ言渡レヲ取  
消スヲ得ル  
場合ヲイフ  
故障ノ判決ア  
リタル時ハ速  
ニ其言渡書ノ  
謄本ヲ檢事民  
事原告人及ヒ  
被告人ニ送達  
スベシ  
豫審終結ノ言  
渡シニ對スル  
故障ノ手續ハ  
前已ニ説明ス  
ル如ク本條手  
續トテ異ナ  
ルコトナシ即  
チ本案及ヒ假

ヨリ豫審終結ニ至ルマテ何時ニテモ故障ヲ爲ス  
ヲ得

一 管轄違ノ申立ヲ棄却シタル時

二 法律ニ背キ令狀ヲ發シ又ハ之ヲ發セサル時

三 法律ニ背キ保釋責付ヲ為シ又ハ之ヲ為サ、ル時

四 越權ノ處分アル時

民事原告人ハ私訴ニ付キ第四ノ場合ニ於テ故障ヲ

為スヲ得

第二百三十五條 故障ヲ為サントスル者ハ其裁判所

ノ書記局ニ趣意書ヲ差出ス可シ

第百六十一條  
 釋若クハ拘留  
 二付原被ノ趣  
 意書檢察官ノ  
 意見書及ヒ會  
 議局ノ言渡書  
 ヲ送達スルノ  
 方法タルヤ豫  
 審判事ノ言渡  
 三於ケルト異  
 ナルコトナレ  
 ン  
 重罪裁判所ニ  
 移スノ言渡確  
 定シタル時ハ  
 云々  
 重罪ナルヲ確  
 定シタルニヨ  
 リ檢事長ニ送  
 檢事長ヨリ更  
 二重罪裁判所

故障アリタル時ハ書記其趣意書ノ騰本ヲ對手人ニ  
 送達シ對手人ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得  
 故障ニ付テハ豫審處分ノ執行ヲ停止セス但保釈責  
 付ヲ為シタルニ付キ檢事ヨリ故障アリタル時ハ其  
 執行ヲ停止ス  
 第二百三十六條 故障ハ其裁判所ノ會議局ニ於テ判  
 事三名以上ニテ趣意書答辯書其他訴訟書類及ヒ檢  
 事ノ意見書ニ依リ之ヲ判決ス可シ  
 會議局ノ言渡ハ速ニ之ヲ執行ス但其言渡ニ對シテ  
 ハ豫審終結ノ言渡アリタル後上告ヲ為スコトヲ得

第百六十二條  
 二移スベキ旨  
 ヲ命スルハ輕  
 罪裁判所檢事  
 長ノ職權内ニ  
 アラザレバナ  
 ン  
 會議局ニ於テ  
 ハ其起訴ヲ許  
 ス可キヤ否ヲ  
 判決スベシ  
 法律ノ殊ニ禁  
 スル所ハ當ニ  
 罪名ヲ變シテ  
 更ニ起訴ヲ起  
 スニ在リ若シ  
 新ニ生シタル  
 証據ハ會議局  
 三於テ之ヲ審  
 査シ許否ヲ判  
 決スベキモノ  
 トス

第二百三十七條 左ノ場合ニ於テハ檢事被告人又ハ  
 民事原告人ヨリ豫審終結ニ至ルマテ豫審判事ヲ忌  
 避スルコトヲ得  
 一 豫審判事又ハ其配偶者一被告人被害者又ハ是等  
 ノ者ノ配偶者ト親屬ナル時  
 二 豫審判事被告人又ハ民事原告人ノ後見人ナル時  
 三 豫審判事又ハ其配偶者ニ於テ民事原告人被告人  
 又ハ是等ノ者ノ親屬ヨリ賄賂ニ非スト雖モ贈物  
 ヲ收受シ若クハ聽許シタル時  
 第二百三十八條 忌避ノ申立ハ豫審判事ニ之ヲ為ス

公判違警罪輕  
刑及ヒ民事賠  
ナリ  
ナリ  
則此ノ章ハ  
スニ付テノ規  
則ヲ示セリ  
訴訟事件ハ書  
記局ノ簿冊ニ  
登記シタル云  
々  
訴訟事件中未  
決拘留ヲ受ケ  
タル者ニ付テ  
ハ最モ急ニ其  
裁判ヲ行フヘ  
キヲ至當トス  
又拘留ヲ受ケ  
タルト否トヲ

可シ但其申立ヲ為スニ趣意書ニ通テ書記局ニサシ  
出ス可シ  
書記ハ趣意書ヲ豫審判事ニ送致シ豫審判事ハ其送  
致ヲ受ケタルヨリ二十四時内ニ其申立ヲ認可シ又  
ハ棄却スルヲ趣意書ノ紙尾ニ記載シ一通ヲ書記  
局ニ藏置シ一通ヲ本人ニ送達ス可シ  
第二百三十九條 豫審判事忌避ノ申立ヲ棄却シタル  
時ハ其申立人ヨリ故障ヲ為スヲ得  
會議局ニ於テハ故障ノ趣意書及ヒ豫審判事ノ辯明  
書ニ依リ判決ヲ為ス可シ

問ハス疾病又  
ハ不在ニ因リ  
差出シ証書ヲ  
人ヲ呼出スハ  
ラ要スルニ因  
リ其事件ノ公  
判ヲ延スル  
ニ付キ正當ニ  
シテ且重要ナ  
ル利益ヲ有ス  
ルアルハ公延  
被告ノハ公延  
ニ於テ身體ノ  
拘束ヲ受クル  
ヲナシ  
重罪輕罪ヲ分  
タス總テ被告  
人出廷ノ際拘  
束ヲ用ヒス即  
チ鎖繩等ニ類  
スルモノヲ用

第二百四十條 豫審判事ハ忌避ノ申立アリタル時又  
ハ其申立ヲ棄却シタルニ付キ故障アリタル時ト雖  
モ豫審ノ手續ヲ繼續ス可シ但終結ノ言渡ヲ為ス  
ヲ得ス  
又急速ヲ要セサル事件ニ付テハ豫審ノ手續ヲ停止  
スルヲ得  
第二百四十一條 會議局ニ於テ忌避ニ付テノ故障ヲ  
棄却シタル時ハ上告ヲ為スヲ得但豫審終結ノ言  
渡アリタル後ニ非サレハ之ヲ為スヲ得ス  
第二百四十二條 豫審判事自ラ第二百三十七條ニ定

ヒザルハ自由  
其身体ヲ自由  
ナラシムルノ  
ミナラズ又其  
精神ノ自由ヲ  
得セシムルニ  
必要ナリトス  
辯論ノ爲メ辨  
護人ヲ用フル  
得  
被告ノ保護  
スルタメニ其  
裁判所々屬ノ  
代理人又ハ他  
人ヲ辯護人ト  
爲スルヲ得ル  
モノトス  
被告ノ公延ニ  
於テ暴行又ハ

喧嘩ヲ爲シ辨  
論ヲ妨礙スル  
云々  
被告ノ公延ニ  
在テ驕慢不遜  
若クハ狡黠ニ  
シテ公判ヲ妨  
礙セシムルノ  
ハ暴行トシテ  
タルトキハ裁  
判所ニ於テ之  
ヲ懲スルヲ得  
得ス裁判長ノ  
告戒ニ度ニ及  
ビテモ事ニ害  
ヲ命スルハ單  
リ暴行ノ重大  
ナルニ非ス又  
ハ時間ヲ隔テ  
暴行ヲ爲シタ

メタル原由アルトヲ認め又ハ回避ス可キ者ト思料  
シタル時ハ會議局ニ回避ノ申立ヲ為ス可シ  
回避ノ申立ハ會議局ニ於テ之ヲ判決ス可シ

第二百四十三條 會議局ニ於テ忌避又ハ回避ノ申立

ヲ認可シタル時ハ裁判所長更ニ他ノ判事ヲシテ豫

審ヲ為サシム可シ其判事ハ檢事其他訴訟關係人ノ

請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ前豫審判事ノ為シタル

處分ト雖モ更ニ取調ヲ為スルヲ得

第二百四十四條 書記ハ自ラ回避シ又ハ檢事其他訴

訟關係人ヨリ會議局ニ申立テ之ヲ忌避スルヲ得

第二百四十五條 檢察官ハ被告人又ハ民事原告人ヨ

リ之ヲ忌避スルヲ得ス若シ自ラ回避ス可キ者ト

思料シタル時ハ其旨ヲ會議局ニ申立ツルヲ得

檢事補自ラ回避ス可キ者ト思料シタル時ハ其旨ヲ

檢事ニ申立ツ可シ檢事ハ其申立ヲ許否ス可シ

第二百四十六條 檢事ハ總テ豫審終結ノ言渡ニ對シ

故障ヲ為スルヲ得

民事原告人ハ私訴ニ付キ越權ノ處分アルニ因リ豫

審終結ノ言渡ニ對シ故障ヲ為スルヲ得

被告人ハ重罪裁判所ニ移スノ言渡ニ對シ故障ヲ為

ル場合ニ限ル  
被告ノ精神錯  
乱又ハ疾病ニ  
因リ出廷スル  
コト能ハサル時  
云々  
被告ノ精神平常  
ニ異ナリ又ハ  
疾病ニ罹ルハ  
出廷シ難キハ  
ハ對管裁判ヲ  
モ亦ハ之ヲ裁  
ヲ得スモ行フ  
裁ヲ得スモ行  
ヘキナリ  
關席シタル被

スコトヲ得輕罪裁判所又ハ違警罪裁判所ニ移スノ言  
渡ニ對シテハ豫審判事ノ管轄違越權又ハ其事件ヲ  
移ス可キ裁判所ノ管轄違ニ非サレハ故障ヲ為入  
ヲ得ス  
第二百四十七條 故障ノ期限ハ一日ナリトス但言渡  
書ノ送達アリタルヨリ之ヲ起算ス  
第二百四十八條 檢事民事原告人及ヒ被告人故障ヲ  
為スニハ申立書ヲ書記局ニ差出ス可シ書記ハ速ニ  
其旨ヲ對手人ニ通知ス可シ  
故障申立人ハ三日内ニ趣意書ヲ書記局ニ差出ス可

被告ノ精神錯  
乱又ハ疾病ニ  
因リ出廷スル  
コト能ハサル時  
云々  
被告ノ精神平常  
ニ異ナリ又ハ  
疾病ニ罹ルハ  
出廷シ難キハ  
ハ對管裁判ヲ  
モ亦ハ之ヲ裁  
ヲ得スモ行フ  
裁ヲ得スモ行  
ヘキナリ  
關席シタル被

書記ハ速ニ趣意書ヲ對手人ニ送達シ對手人ハ三日  
内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得  
第二百四十九條 故障アリタル時ハ對手人ヨリ其判  
決アルマテ何時ニテモ附帶ノ故障ヲ為スコトヲ得  
附帶ノ故障アリタル時ハ書記ヨリ其趣意書ヲ對手  
人ニ送達ス可シ對手人ハ三日内ニ答辯書ヲ差出ス  
コトヲ得  
第二百五十條 豫審終結ノ言渡ハ故障ノ期限内又故  
障アリタル時ハ其判決アルマテ執行ヲ停止ス但被



タル他ノ被告  
人ニ對シテ  
裁判ヲ爲ス  
由アル可カラ  
ザルニ因ル  
裁判長ハ公廷  
ニ於テ諸般ノ  
取締リノ爲メ  
相當ノ處置ヲ  
爲ス可シ  
法律ニ於テ公  
廷内取締ノ推  
ヲ舉テ裁判長  
ニ委任シタル  
ハ其職權ノ尊  
嚴ヲ保チ公廷  
ノ當然ナルト  
ス

告人ヲ勾留シ又ハ保釋責付ヲ取消スノ言渡ハ其執  
行ヲ停止セム

第二百五十一條 書記ハ故障趣意書答辯書其他訴訟  
書類ヲ會議局ニ差出ス可シ

第二百五十二條 會議局ニ於テハ第二百三十六條ノ  
規則ニ從ヒ故障ノ判決ヲ爲ス可シ

豫審判事ノ言渡ヲ認可シタル時ハ其旨ヲ言渡シ若  
シ其全部又ハ幾分ヲ取消シタル時ハ全部ニ付キ更  
ニ言渡ヲ爲ス可シ

又被告人ヲ保釋責付シ又ハ勾留スルノ言渡ヲ爲ス

公廷ニ於テ重  
罪ヲ犯シタル  
者アル時ハ去  
々  
前二條ハ乃チ  
輕罪又ハ違警  
テ犯シタルモ  
テ犯シタルモ  
雖ハ過シキ事  
件重罪ノ性質  
ヲ帶フルハ裁  
判スルノ得  
判スルノ得  
裁官之豫審  
處分ハ其裁  
所ニ於テ之ヲ  
擔當シテ而シ  
其事件ヲ重罪  
裁判所ニ送ル

トヨ得

第二百五十三條 會議局ニ於テ必要ナリトスル時ハ  
判事一名ヲシテ更ニ豫審ヲ爲シ又ハ其指示スル所  
ノ條件ニ付キ更ニ取調ヲ爲シ其報告書ヲ差出サシ  
ム可シ

第二百五十四條 會議局ニ於テ故障ノ取調中管轄違  
越權又ハ公訴受理ス可カラサルトヲ發見シタル時  
ハ職權ヲ以テ豫審判事ノ言渡ヲ取消ストヲ得

第二百五十五條 會議局ニ於テ故障ノ取調中共犯ノ  
起訴ヲ受ケサル者アルト附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ

モノナリ  
 許ヲ受ケザル  
 事件ニ付裁判  
 ヲ爲ス可カラ  
 ス  
 裁判官ハ許  
 受ケテ其職權  
 ヲ以テ其事件  
 ヲ管掌スルモ  
 ノニテ其職權  
 外ニ或レハ  
 而シテ其事件  
 ヲ管掌ス可キ  
 律ノ元則ナリ  
 職權ヲ以テ管  
 裁判所ニ於テ  
 職權ヲ以テ管

管轄ノ申立  
 又ハ公訴受理  
 ノ申立ハ審理  
 ノ時ニテモ之  
 何申立ルモ之  
 得故ニ裁判官  
 ニ於テ裁推ヲ  
 以テ之ヲ言渡  
 スト得ルモ  
 ノトス  
 檢察官其他許  
 訟關係人ハ第  
 二百三十七條

受ケサル者アルトテ發見シタル時ハ檢事ノ請求ニ  
 因リ又ハ職權ヲ以テ判事一各ヲシテ豫審ヲ爲シ其  
 報告書ヲ差出サシム可シ

檢事ハ意見書ヲ差出ス可シ

會議局ニ於テハ報告書其他訴訟書類ニ依リ故障ト  
 共ニ之ヲ判決ス可シ

第二百五十六條 故障ノ判決アリタル時ハ速ニ其言

渡書ノ謄本ヲ檢事民事原告人及ヒ被告人ニ送達ス

可シ

第二百五十七條 檢事其他訴訟關係人ハ會議局ノ言

渡ニ對シ上告ヲ爲ス可ヲ得

第二百五十八條 被告人ニ送達ス可キ言渡書ニハ其

言渡ニ對シ上訴スルヲ得可キト及ヒ其期限ヲ記載

ス可シ其記載ナキ時ハ規則ニ從ヒ更ニ言渡書ノ送

達アルマテ被告人上訴ノ權ヲ失フナカル可シ

第二百五十九條 第三百十一條ヨリ第三百十三條マ

テノ規則ハ豫審ノ上訴ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第二百六十條 重罪裁判所ニ移スノ言渡確定シタル

時ハ檢事其言渡書ニ一切ノ書類ヲ添ヘ速ニ之ヲ控

訴裁判所檢事長ニ送致ス可シ

二定タル云  
 豫審判事並  
 其書記ノ忌  
 スルハ己ニ  
 前ニ説ケリ  
 條ハ裁判官  
 二書記ヲ忌  
 スルヲ示セ  
 リ又法律上  
 事擔當人ハ  
 審中未タ訴  
 管係人ノ身  
 ヲ有セサル  
 以テ豫審處  
 二對シテ上  
 ナリ然レル  
 案ノ裁判ア  
 リテハ他ヨ  
 強ラレテ訴  
 管係人トナ  
 又ハ被告人  
 刑罰

檢事長ハ一切ノ書類證據物件及ヒ被告人ヲ重罪裁

判所ニ移スノ處分ヲ檢事ニ命ス可シ

重罪裁判所以外ノ裁判所ニ移スノ言渡確定シタル

時ハ檢事速ニ其執行ヲ爲ス可シ

第二百六十一條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受

ケ其言渡確定シタル時ハ罪名ノ變更アルモ同一ノ

事件ニ付キ更ニ訴ヲ受クルヲナカル可シ但新ナル

證據アル時ハ此限ニ在ラス

新ナル證據アル時ハ檢事ヨリ之ヲ會議局ニ差出シ

會議局ニ於テハ其起訴ヲ許ス可キヤ否ヲ判決ス可

シ

ノ言渡ヲ受ク  
ルハ其責ヲ  
擔任ス可キ  
因リ自ラ被  
入ルヲ爲ニ  
シルヲ得ベ  
公判ニ於テ  
用ベキ證據  
ハ濵審ニ於テ  
用ベキ證據  
ニ同シ  
公判ニ於テ  
事實ヲ取調  
ルヲ必要ト  
ス殊審判事  
於テハ証據  
ヲ蒐集スル  
モ目的トシ  
テ其

第四編 公判

第一章 通則

第二百六十二條 訴訟事件ハ書記局ノ簿冊ニ登記シ

タル順序ニ從ヒ之ヲ公判ニ付ス可シ

裁判所長ハ未決勾留ノ日數ヲ減縮スル爲メ職權ヲ

以テ其順序ヲ變更スルヲ得

又重要ナル事由ノ爲メ檢察官其他訴訟關係人ノ請

求アリタル時モ亦順序ヲ變更スルヲ得

第二百六十三條 重罪輕罪違警罪ノ訊問辯論及ヒ裁

判言渡ハ之ヲ公行ス否ヲサル時ハ其言渡ノ效ナカ





第三百九十四條

人出廷セザルニ於テハ社會並ニ被害ヲ生スル少カラス故ニ之ヲ罰セザル得ザルナリ  
前條ノ言渡書ハ即時ニ書記ヨリ本人ニ送達ス可シ云々  
此ノ科料罰金ノ言渡ニ對シテ上訴ヲ爲スルハ更ニ許サレハ延テ然レ正當ノ理由ハ裁

席裁判ヲ爲ス可カラス  
豫審終結ノ言渡書又ハ呼出狀ヲ本人ニ送達スル  
能ハサル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期限ヲ定  
メ其期限内ニ被告人出廷セサル時ハ闕席裁判ヲ爲  
ス可キノ告知書ヲ親屬若クハ戸長ニ送達ス可シ  
第二百七十條 闕席シタル被告人ニ付テハ辯護人ヲ  
用フルヲ許サス但其親屬故舊ハ被告人ノ出廷ス  
ルヲ能ハサルノ事由ヲ證明スルヲ得  
裁判所ニ於テ其事由ヲ正當ナリトスル時ハ檢察官  
ノ意見ヲ聽キ裁判ヲ延期スルヲ得

第二百九十五條

判官ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ科料又ハ罰金ノ全部或ハ幾部ヲ減充スルヲ許ス  
裁判所ノ職權ヲ以テ公判ヲ延期スルノ言渡ヲ爲スヲ得  
證人呼出ニ應ゼザル者ヲ再々呼出スルニ出テ再々呼出スル者ハ其身分ノ如何ニ拘ハラズ裁判長ノ命令ニ因リ之ヲ取押ヘ檢察官ノ意見ヲ聽キ直チニ裁判

第二百七十一條 被告人中ノ一名又ハ數名出廷セス  
ト雖モ出廷シタル者ニ付テハ通常ノ規則ニ從ヒ對  
審裁判ヲ爲ス可シ  
第二百七十二條 裁判長ハ公廷ニ於テ諸般ノ取締ノ  
爲メ相當ノ處置ヲ爲ス可シ  
稱讚誹謗其他辯論ヲ妨礙スル者アル時ハ之ヲ制止  
シ又ハ退廷セシムルヲ得  
第二百七十三條 公廷ニ於テ輕罪違警罪ヲ犯シタル  
者アル時ハ其身分ノ如何ニ拘ハラズ裁判長ノ命令  
ニ因リ之ヲ取押ヘ檢察官ノ意見ヲ聽キ直チニ裁判

証人再度ノ呼出シテ受ケテ仍ホ出廷セザル時  
 証人再度ノ呼出テ受ケテ仍ホ出廷セザル時  
 出廷ス可キ義務ヲ行ハサル判ノ延期ヲ未タレ爲メニ社  
 會對シ被告ニ與フル罰金ノ多寡ヲ糾シテ引ル  
 至ル  
 第百九十一條  
 以下ノ規則ハ

公判ニ於テ新ニ命シタル鑑  
 定人モ亦之ヲ適用ス云々  
 鑑定人ハ殆ント証人ト相似タリ然レモ既ニ豫審處分ニ於テ申立テ爲シタル片ハ更ニ其申立ヲ得サレムルヲ得ス但シ其鑑定人ヲ呼出シテ立書シテ説明シ得ベシ裁判所ノ鑑定人ト出テ應ゼザルト同一ノ刑證人

ヲ爲シ又ハ次ノ公判ニ付スルノ言渡ヲ爲ス可シ  
 書記ハ犯罪ノ事件及ヒ裁判長ノ處分ニ付キ即時ニ  
 調書ヲ作ル可シ

第二百七十四條 前條ノ場合ニ於テ違警罪裁判所ニ

テハ違警罪ニ付キ終審ノ裁判ヲ爲シ輕罪ニ付キ始

審ノ裁判ヲ爲ス可シ

輕罪裁判所其他上等ノ裁判所ニテハ輕罪ニ付キ終

審ノ裁判ヲ爲ス可シ

第二百七十五條 公廷ニ於テ重罪ヲ犯シタル者アル

時ハ裁判長被告人及ヒ證人ヲ訊問シ調書ヲ作り裁

判所ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽キ通常ノ規則ニ從ヒ

裁判スル爲メ豫審判事ニ送付スルノ言渡ヲ爲ス可

シ

第二百七十六條 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件

ニ付キ裁判ヲ爲ス可カラス但辯論ニ因リ發見シタ

ル附帶ノ事件及ヒ公廷内ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在

ラス

若シ附帶ノ事件ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスル時ハ

本案ノ裁判ヲ停止スルヲ得

第二百七十七條 檢察官被告人及ヒ民事擔當人ハ始



受クルモノト  
ス  
檢察官公訴ヲ  
棄ス  
ト雖  
モ  
裁判所ニ於テ  
ハ本案ニ付キ  
相當ノ裁判ヲ  
爲ス可シ  
檢察官ニ於テ  
犯罪ノ證據  
分ナラズトシ  
テ公訴ヲ棄  
スルノ推ナレ  
檢察官ハ記  
以前ニテ公  
素ヨリ公訴  
提起セサル  
ヲ得ルモ既  
公訴ヲ提起  
タル片ハ漫  
リ

審終審ヲ問ハス本案ノ裁判言渡アルマテ何時ニテ  
モ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサルノ申立ヲ爲ス  
ヲ得  
裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公訴受理ス  
可カラサルノ言渡ヲ爲スヲ得  
第二百七十八條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ棄却シ  
タル時ハ本案ノ裁判言渡ヲ待タス直チニ控訴又ハ  
上告ヲ爲スヲ得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停  
止ス  
第二百七十九條 檢察官其他訴訟關係人ハ第二百三

ニ之ヲ拋棄ス  
ルヲ得ズ即チ  
裁判所ニ於テ  
且事件ヲ管  
轄シタル以上  
ハ裁判言渡ヲ  
ナスニ非ザレ  
ルハ其管轄ヲ  
ハシ能ハズ  
異議ノ申立  
リタル時  
異議ヲ申立  
ル者ノ目的  
ル多クハ其  
訟ヲ妨害シ  
外延滞スル  
可シ是レモ  
トスル可キ  
トスル申立  
判所ハ必  
之裁

十七條ニ定メタル原由アル時ハ違警罪裁判所輕罪  
裁判所控訴裁判所又ハ重罪裁判所ノ裁判官及ヒ書  
記ニ對シ忌避ノ申立ヲ爲スヲ得  
豫審ヲ爲シタル裁判官其公判ニ干預シ又ハ始審裁  
判ヲ爲シタル裁判官其終審裁判ニ干預シタル時亦  
同シ  
第二百八十條 忌避ノ申立ハ本案ノ裁判言渡ニ至ル  
マテ何時ニモ之ヲ爲スヲ得  
忌避ノ申立アリタル時ハ本案ノ辯論ヲ停止ス  
第二百八十一條 忌避又ハ回避ノ申立及ヒ其判決ヲ

(第百五十三條)

(第百六十三條)

ヲ審理セザル  
可カラザルナ  
リ

犯罪ノ證據ナ  
キヲ明示ス

可シ

被告ノ無罪  
放免スルハ  
犯罪ノ證據  
スルニシテ

ルノ頭跡ナ  
ク

所業不正ナ  
ラ

ス或ハ其責  
任ス可キニ  
テ

明ニ示スモ  
ナリ

未タ充分ナ  
ラ

爲スニハ第二百三十八條ヨリ第二百四十五條マテ

ニ定メタル規則ニ從フ

第二百八十二條 忌避又ハ回避ノ申立ヲ棄却シタル

時ハ前ニ停止シタルヨリ以後ノ午續ニ取掛ル可シ

但五日間辯論ヲ停止シタル時ハ新ニ辯論ヲ爲ス可

シ

變災厄難ノ爲メ訴訟手續ヲ停止シタル時亦同シ

第二百八十三條 公判ニ於テ用フ可キ證據ハ豫審ニ

於テ用フ可キ證據ニ同シ

第二百八十四條 裁判長ハ檢察官其他訴訟關係人ノ

請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ豫審中管轄官吏ノ作り

タル調書及ヒ檢證書類ヲ朗讀セシムルヲ得

是等ノ書類ハ原被證人ノ陳述ト同一ノ效ヲ有ス

第二百八十五條 調書ヲ作りタル司法警察官ハ檢察

官其他訴訟關係人ヨリ證人トシテ之ヲ呼出シ又ハ

裁判所ノ職權ヲ以テ之ヲ呼出スヲ得

豫審判事ハ裁判所ノ職權ニ因リ又ハ檢察官其他訴

訟關係人ヨリ其裁判所ノ允許ヲ得テ調書説明ノ爲

メ之ヲ呼出スヲ得

第二百八十六條 豫審ニ於テ訊問シタル證人ハ更ニ

公訴ノ裁判ト  
共ニ私訴ノ裁  
判ヲ言渡スト  
得ベシト雖  
モ若シ損害ノ  
多或少ヲ量ル  
ハ之レガ爲メ  
証憑ヲ飲ク片  
ハ之レガ爲メ  
ニ公訴ノ裁判  
ヲ選ルカス可  
キハ私訴ノ裁  
判ノ故ニハ  
私訴ノ裁判ハ  
後ニナスコト  
ナリ





二付キ各別ニ  
公判始末書ヲ  
作リ左ノ條件  
其他云々

書記ハ各事件  
ニ付キ公判始  
末書ヲ作クル  
ハ書記ノ職務  
タリ其書中本  
條第一項ヨリ  
第六項ニ至ル  
マテノ條件其  
他一切ノ公判  
事件ヲ遺漏ナ  
ク順次ニ之ヲ  
記載スルニ等  
ラザレバ上ノ  
二位ノ裁判  
ヲ監察スル  
ヲ得ザルヲ以

下ノ料料

二輕罪以上ノ事件ニ付テハ二圓以上十圓以下ノ罰  
金

被告人闕席シタル時ハ其呼出シタル證人出廷セス  
ト雖モ料料罰金ヲ言渡ス可カラス

第二百九十四條 前條ノ言渡書ハ即時ニ書記ヨリ本  
人ニ送達ス可シ

其言渡ヲ受ケタル者三日内ニ出廷スルヲ能ハサリ  
シ正當ノ事由ヲ證明シタル時ハ裁判所ニ於テ檢察  
官ノ意見ヲ聽キ料料又ハ罰金ノ言渡ヲ取消ス可シ

但重罪裁判所開廳ノ後ハ其開廳シタル裁判所ニ其  
申立ヲ爲ス可シ

第二百九十五條 證人呼出ニ應セサル時ハ檢察官其  
他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以  
テ公判ヲ延期スルノ言渡ヲ爲スヲ得

檢察官自ラ其請求ヲ爲サル時ハ公判ノ延期ニ付  
キ意見ヲ陳述ス可シ

第二百九十六條 證人再度ノ呼出ヲ受ケ仍ホ出廷セ  
サル時ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ前ニ定メタル料料罰  
金ノ二倍及ヒ再度ノ呼出ノ費用ヲ言渡ス可シ此場

テコノニ本條  
ノ缺ク可カラ  
サルナリ  
公判始末書ニ  
ハ前條記載レ  
タル條件ノ外  
言渡ヲ爲シタ  
ル者

公判始末書ニ  
ハ前條ノ外裁  
ハ前條ノ外裁  
年日並ニ裁  
判官檢事書  
ノ氏名ヲ記  
スルハ前條  
判言書ニ記  
載スル者ト  
ナルヲナレ  
レ亦監察審

ノ用ニ供スル  
ノミテハ  
判官ノ檢察官  
記至大ニ蓋シ  
別アリ蓋シ檢  
察官并ニ何時  
ハ辨論中何時  
レモ得ベシ夫  
テモ得ベシ夫  
レモ得ベシ夫  
ハ其職務ヲ行  
フ官吏ノ誰タ  
ルヲ問ハス常  
ニ同ハス常  
又分割ス可テ  
ラサレノ理ハ  
代官ノ變理ハ  
ルヲ以テ改ス  
手續ヲ更テ同  
ル之ニ反シ同  
判官ハ必ス常  
ニ辨論ニ與カ  
ラザル可レバ  
ス何トナレバ

合ニ於テモ亦前條ニ從ヒ再ヒ公判ヲ延期スルヲ得但延期シタル時ハ其證人ニ對シ勾引狀ヲ發ス可シ

第二百九十七條 第九十一條以下ノ規則ハ公判ニ於テ新ニ命シタル鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス但呼出ニ應セサル時ハ第二百九十三條ノ規則ニ從ヒ處分ス可シ

鑑定人ノ鑑定シタル事件ニ付キ說明ノ爲メ更ニ之ヲ呼出ス時ハ證人ニ付キ定メタル前數條ノ規則ニ從ヒ處分ス可シ

(第百三十一條) (第二章)

總テ其聽ク所  
ニ因リ心証ヲ  
レバナルコト  
キヤイラス  
連警罪公判  
本章ハ刑法第  
四百二十五條  
ヨリ第四百三  
十條マデニ定  
ムル犯罪ヲ判  
決スルヲイフ  
違警罪裁判所  
ニ於テハ左ノ  
條件ニ因テ公  
訴ヲ受理ス  
本條ハ違警罪  
ノ公訴ヲ受理  
シテ即チ檢察

第二百九十八條 被告人聾者啞者又ハ國語ニ通セサル者ナル時ハ第二百五十六條第二百五十七條ノ規則ニ從フ

第二百九十九條 被告人數名アル時ハ裁判長其意見ヲ述ヘ且檢察官其他訴訟關係人ノ意見ヲ聽キ訊問ノ順序ヲ定ム可シ

裁判長ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル時ハ職權ヲ以テ其順序ヲ變更スルヲ得

第三百條 證憑調濟ノ後檢察官民事原告人被告人其辯護人及ヒ民事擔當人ハ順次發言ス可シ

(第三百四十四條)

官ノ請求ニヨリ違背罪裁判所書記官ヨリ呼出狀ヲ發シタル被告事件又ハ濠審判事又ハ上等ノ判決ヲ因リ其事件ヲ移スノ言渡ノアリタルトキテイフ違背罪裁判官ハ被告事件急速ヲ要スル時ハ公判ニ取替ル前云々

檢察官其他訴訟關係人ノ陳述ハ他ヨリ妨礙スルコトヲ得ス

檢察官其他訴訟關係人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコトヲ得但辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ發言セシム可シ

第三百一一條 檢察官公訴ヲ拋棄スト雖モ裁判所ニ於テハ本案ニ付キ相當ノ裁判ヲ爲ス可シ

第三百二條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタル時ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ判決ス可シ但其判決ニ對スル控訴又ハ上告

(第三百六十六條)

爲メ豫審ノ一復タル際法律上是等ノ處分ヲ許シタルハ審ニ私害ノミナラズ公官即チ犯罪ニ付之ヲ行フヲ得ベキヲ以テナリ書記ハ各事件毎ニ訴訟關係人ノ氏名ヲ呼立ツ可シ云々

ハ本案ノ裁判言渡アリタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三百三條 民事擔當人ハ始審終審ヲ問ハス何時ニテモ其訴訟ニ關係スルコトヲ得

又民事原告人ハ民事擔當人ヲシテ其訴訟ニ關係セシムルコトヲ得

若シ異議ノ申立在タル時ハ其裁判所ニ於テ之ヲ判決ス可シ其判決ニ對シテハ本案ノ裁判言渡ヲ待タス直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス





第一百三十條

タル片ハ被告  
人其他ノモ  
ヲレテ之ニ答  
辨セシム  
呼出ヲ受ケタ  
ル被告人民事  
擔當人又ハ其  
代人出廷セザ  
ル時ハ檢察官  
及ヒ民事原告  
人ノ請求スル  
所ヲ聽聞席裁  
判ヲ爲ス可シ  
本條ハ被告入  
民事擔當人又  
ハ其代人等呼

第三百九條 本案ノ裁判言渡ニ對スル上訴ノ期限内  
又上訴アリタル時ハ其判決アルマテ裁判執行ヲ停  
止ス

第三百十條 禁錮以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者逃亡  
シタル時ハ現ニ捕ニ就クニ非サレハ上訴ヲ爲ス  
ヲ得ス

第三百十一條 勾留ヲ受ケタル者上訴ヲ爲シ又ハ保  
釋ヲ求ムル時ハ其申立書ヲ監獄長ニ差出シ監獄長  
ヨリ之ヲ其裁判所ノ書記ニ差出ス可シ

第三百十二條 訴訟關係人又ハ其代人非常ノ變災厄

第四百三條

出ニ應シテ出  
廷セザル片ハ  
他ノ關係人ニ  
影響ヲ及ホシ  
大ナル損害ヲ  
生セシメシカ  
ルニテハ裁  
判ヲ遷延セシ  
ムルノ恐レア  
リ因テ此等ノ  
者ノ請求アリ  
タルトキハ直  
ニ言渡スモ判  
ト定メタル場  
合ヲイフナリ  
故障ノ申立ヲ  
受理シタル場  
合ニ於テハ第  
三百二十六條  
ヨリ第三百三

難ニ因リ上訴期限ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ  
證明シタル時ハ期限ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル  
權利ヲ回復スルヲ得但變災厄難ヲ免カレタルヨ  
リ通常ノ期限内ニ其證據ヲ申立書ニ添へ上訴ヲ爲  
ス可シ

第三百十三條 書記ハ速ニ前條ノ申立書ヲ對手人ニ  
送達ス可シ對手人ハ三日内ニ答辯書ヲ差出ス  
得

上訴ヲ判決ス可キ裁判所ニ於テハ會議局ニテ檢察  
官ノ意見ヲ聽キ先ツ其上訴ヲ受理ス可キヤ否ヲ判

十條マテノ規  
則ニ從ヒ云々  
故障アルニ付  
テノ辨論ハ通  
常ノ式ト敢テ  
異ナルトナレ  
其裁判ニ欠席  
シタルモノハ  
故障ヲ爲スハ  
ヲ得ス第百三  
三十九條ニ從  
ヒ控訴スルヲ  
得ルモノナリ  
トシテハ左ノ  
區別ニ從ヒ輕  
罪裁判所ニ控  
訴スルヲ得

決ス可シ

上訴ヲ受理ス可キ者ト判決シタル時ハ書記ヲシテ  
其旨ヲ訴訟關係人ニ通知セシメ通常ノ規則ニ從ヒ  
本案ノ裁判ヲ爲ス可シ

上訴ヲ受理ス可カラサル者ト判決シタル時ハ他ノ  
原由アルニ非サレハ即時ニ裁判執行ヲ爲サシム可  
シ

第三百十四條 裁判言渡ハ辯論ヲ終リタル後公廷ニ  
於テ即時ニ之ヲ爲シ又ハ次日ニ之ヲ爲ス可シ  
裁判言渡書ハ其言渡前裁判官之ヲ作リ書記ト其二

署名捺印ス可シ

裁判言渡書ニハ其言渡ヲ爲シタル裁判所年月日其  
事件ニ干預シタル檢察官ノ氏名ヲ記載ス可シ

第三百十五條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ裁判言渡  
書ノ謄本又ハ其拔書ヲ求ムルヲ得但上訴ノ爲メ  
其求ヲ爲シタル時ハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下  
付ス可シ

第三百十六條 對審裁判ニ因リ刑ノ言渡アリタル時  
ハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及  
ヒ其言渡ニ對シ控訴又ハ上告ヲ爲スヲ得可キト及

許スルヲ得  
民事上治安裁  
判所ハ終審罪  
金刑ハ附帶テ  
爲ス刑事ニ適  
用ス小罪ニ係  
他違罪ニ係  
ルモノハ必ス  
シモ總テ終審  
裁判所ニ於テ  
ハ法律ニ於テ  
ハ明カニ控訴  
スルヲ得ル  
場所ヲ定メテ  
リ勿論本條ニ  
テ留テハ控訴  
ケルハ控訴料  
アテハ控訴料  
刑罰ノ言渡ヲ  
ケルハ控訴料  
ルヲ以テ控訴  
ハ審



控訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ原裁判言渡ヲ認可スルノ云々  
控訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ原裁判言渡ヲ認可スルノ云々  
控訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ原裁判言渡ヲ認可スルノ云々

件ノ外言渡ヲ爲シタル裁判所年月日裁判長陪席判  
事檢察官及ヒ書記ノ氏名ヲ記載ス可シ

辯論數日ニ波ル時ハ其旨及ヒ同一ノ裁判官出席シ  
タルヲ記載ス可シ

辯論中豫備判事ヲシテ代ラシメタル時ハ其旨ヲ記  
載ス可シ檢察官及ヒ書記ニ付テモ亦同シ

第三百十九條 公判始未書ハ裁判言渡ヨリ三日内ニ  
之ヲ整理シ裁判長及ヒ書記署名捺印ス可シ

裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始未書ヲ檢閱  
シ若シ意見アル時ハ其紙尾ニ記載ス可シ

其期限ハ裁判言渡ノ日ヨリ起算ス  
其期限ハ裁判言渡ノ日ヨリ起算ス  
其期限ハ裁判言渡ノ日ヨリ起算ス

第三百二十條 裁判言渡書及ヒ公判始未書ノ正本ハ  
其裁判所ノ書記局ニ保存ス可シ

上訴アリタル時ハ裁判長及ヒ書記裁判言渡書及ヒ  
公判始未書ノ謄本ニ認印シ之ヲ上訴書類ニ添フ可  
シ

第二章 違警罪公判

第三百二十一條 違警罪裁判所ニ於テハ左ノ條件ニ  
因テ公訴ヲ受理ス

一 檢察官ノ請求ニ因リ書記局ヨリ被告人ニ對シ發  
シタル呼出狀

其期限ハ裁判言渡ノ日ヨリ起算ス  
其期限ハ裁判言渡ノ日ヨリ起算ス  
其期限ハ裁判言渡ノ日ヨリ起算ス

第三百二十一條 違警罪裁判所ニ於テハ左ノ條件ニ  
因テ公訴ヲ受理ス  
一 檢察官ノ請求ニ因リ書記局ヨリ被告人ニ對シ發  
シタル呼出狀

(條十百九四)

ノ刑ニ該ル可  
キ時云々  
種罪裁判所ニ  
於テ被告ノ自  
ラ出頭ス可キ  
者ヲ言渡シタ  
ル場合ト雖モ  
其被告ノ事件  
禁錮ノ刑ニ非  
ザレバ勾引狀  
ヲ發スルヲ得  
得ス  
證人ハ呼出狀  
ノ送達ト出廷  
トノ間云々  
証人呼出ヲ受  
クル猶豫ノ時  
間被告ノ喚問  
ノ猶豫ト差異

二豫審判事又ハ上等ノ裁判所ノ判決ニ因リ其事件  
ヲ移スノ言渡

第三百二十二條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏

名職業住所出廷ノ日時被告事件及ヒ代人ヲシテ出

廷セシムルヲ得可キ旨ヲ記載ス可シ若シ被告事

件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其證人ヲ呼出

サ、ル時ハ公廷ニテ其事件ノ告知ヲ受ケタル後其

呼出及ヒ辯護ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルヲ得

第三百二十三條 呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クト

モ二日ノ猶豫アル可シ

(條一百零三)

アルハ第三百  
二十五條ノ理  
由ト同シ  
檢察官ハ法律  
ノ適用ニ付其  
意見云々  
本條ハ檢察官  
及ヒ民事原告  
人ヨリ自己ノ  
意見ヲ陳述シ  
而シテ其對手  
人ニ答辨セシ  
ムル場合ナリ  
關席裁判ニ因  
リ檢過ノ刑ノ  
言渡ヲ受ケタ  
ル被告人ハ左

第三百二十四條 違警罪裁判官ハ被告事件急速ヲ要  
スル時ハ公判ニ取掛ル前檢察官其他訴訟關係人ノ  
請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ對手人ノ立會ヲ要セス  
シテ檢證處分ヲ爲スヲ得

第三百二十五條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間

少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出廷シタル者ト雖モ訊問前其

名刺ヲ書記ニ差出シタル時ハ裁判所ニ於テ證人ト

シテ其陳述ヲ聽クヲ得

第三百二十六條 書記ハ各事件毎ニ訴訟關係人ノ氏

(條十百六三)

ノ場合ヲ除ク  
ノ外刑ノ期間  
免除云々

禁錮ノ刑ノ言  
波ニ付テハ其  
刑ノ期滿テ除  
二至ルマテ故  
障ヲ爲スコト  
得ベシ此レ被  
告人其訴訟及  
ヒ刑ノ言波ア  
ザルニ在リ本  
条三箇ノ場合  
ノ如キハ被告  
人其刑ノ言波  
アリタルモ以  
テ三日内ニ爲  
ス可キナリト

名ヲ呼立ツ可シ若シ其呼立ニ應セサル時ハ他ノ事  
件ノ裁判ヲ終リタル後其事件ヲ裁判ス可シ

第三百二十七條 違警罪裁判官ハ最初ニ被告人ノ氏  
名年齢身分職業住所出生ノ地ヲ問フ可シ

官吏ノ佐リタル調書又ハ申立書アル時ハ書記之ヲ  
朗讀ス可シ

檢察官ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

第三百二十八條 違警罪裁判官ハ被告人ニ被告事件  
ヲ承認スルヤ否ヲ訊問ス可シ  
若シ被告人代人ヲ以テ白狀ヲ爲ス時ハ其署名捺印

(第百三十五條)

裁判所ニ於テ  
事實發見ノ爲  
メ必要ナリト  
スル時ハ檢察  
官其他訴訟關  
係人ノ請求ニ  
因リ云々

シタル書面ヲ差出ス可シ

第三百二十九條 被告人ノ白狀アリタル時ハ他ノ證  
憑ヲ差出スニ及ハス但裁判所ニ於テハ檢察官民事  
原告人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ差出サシ  
ムルコトヲ得

若シ白狀ナキ時ハ原被ノ證人ヲ訊問シ其他證憑ア  
ル時ハ之ヲ差出ス可シ

第三百三十條 檢察官ハ法律ノ適用ニ付キ意見ヲ陳  
述ス可シ

民事原告人ハ被害事件ヲ證明シ及ヒ要償ニ付キ意



(第三百六十一條)

(第三百六十二條)

リトス

會議局ノ言渡

ニ因リ事件ヲ

受理シタル場

合ニ於テ云々

本條ハ輕罪裁

判所ニ於テ取

調タル事件ニ

付全ク重罪ヲ

ルノ証跡ヲ認

テ之ヲ輕罪ト

シテ裁スルニ

テ得ス故ニ

其管轄達ナル

ノ言渡レヲナ

スヘキモノト

前二條ノ場合

第三百三十四條

故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於

テハ第三百二十六條ヨリ第三百三十條マテノ規則

ニ從ヒ更ニ裁判ヲ爲ス可シ

其裁判ニ闕席シタル者ハ故障ヲ爲スヲ得ス

第三百三十五條

犯罪ノ證據充分ナラサル時ハ裁判

所ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲ス可シ

又第二百二十四條第三以下ノ場合ニ於テハ免訴ノ

言渡ヲ爲ス可シ

第三百三十六條

被告事件違警罪ニシテ且證據充分

ナル時ハ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

第二百三十七條

被告事件重罪又ハ輕罪ナル時ハ管

轄違ノ言渡ヲ爲シ其事件ヲ輕罪裁判所檢事ニ送致

ス可シ但被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルヲ得

第二百三十八條

違警罪裁判所ノ裁判言渡ニ對シテ

ハ左ノ區別ニ從ヒ輕罪裁判所ニ控訴スルヲ得

一被告人ハ拘留ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル時

二民事原告人被告人及ヒ民事擔當人ハ要償ニ付テ

ノ言渡民事上治安裁判所ノ終審ノ金額ヲ超過シ

タル時

三檢察官其他訴訟關係人ハ上ニ記載シタル理由ア

全年  
十月  
四日  
四日  
考ヲ  
シス

前二條ノ場合  
ニ於テハ管轄  
違ノ事ヲ示セ  
リ夫レ被告ハ  
リ自由ヲ保ス  
ルノ爲メ寬有  
主トスト由氏  
既ニ許多ノ法  
條ニ於テハ判  
違事ノ真ニ管  
違事ノ真ニ管  
ハ之ヲ思ハシ  
タスル片トシ  
ハス被告ノ問  
キ逃亡ヲ防ク  
處置ヲ行フ可



一ヲ許セリ  
檢察官其他訴  
訟關係人ハ左  
ノ區別ニ從ヒ  
云々

本條輕罪ニ付  
輕罪裁判所ノ  
裁判ハ終審ナ  
ラズ故ニ各審  
訟管係人ハ控  
訴スルノ權ヲ  
アリ然レトモ  
其理由ノ互ニ  
異ナルヤ固ヨ  
リ論テ決タズ  
控訴ハ裁判言  
渡アリタルヨ

ラサル時ト雖モ管轄違越權擬律ノ錯誤又ハ無效  
ノ記載アル規則ニ背キタル時

第三百三十九條 控訴ヲ爲サントスル者ハ原裁判所

ノ書記局ニ其申立書ヲ差出ス可シ但其申立ノ期限

ハ對審裁判ニ付テハ言渡ヨリ三日内又闕席裁判ニ

付キ故障アラサル時ハ本人又ハ其住所ニ言渡書ノ

送達アリタルヨリ五日内トス

控訴ヲ爲スノ申立アリタル時ハ書記ヨリ其旨ヲ對

手人ニ通知ス可シ

第三百四十條 訴訟ニ關スル一切ノ書類ハ檢察官ヨ

リ五日内ニ之  
ヲ爲スヲ得  
云々  
本條控訴スル  
ノ期限ハ違警  
罪ノ控訴スル  
期限ニ比シテ  
ハ稍々長シレ  
トナレハ自訟  
關係人ハ自訟  
他ト高議ス可  
キコトアレハ  
ナリ  
檢察官ヨリ之  
ヲ控訴裁判所  
ノ監督ニ移ス  
可シ

リ控訴ヲ受ク可キ裁判所ノ書記局ニ之ヲ送致ス可

シ

若シ檢察官控訴ノ申立人又ハ對手人ナル時ハ控訴

ヲ受ク可キ裁判所ノ檢察官ニ其意見書ヲ差出ス可

シ

第三百四十一條 控訴ヲ受ク可キ裁判所ニ於テハ書

記局ヨリ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其

裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ一日ノ猶豫ア

ル可シ

控訴アリタル片ハ刑ノ適用及ヒ被訴人ノ執行ヲ停止スルハケテハ被訴人ノ立人タルトシテ其タルトシテハ人タルトシテハハスルトシテハ於テ之ヲ控訴スル所ニ在リテハ裁判所ニ在リテハ可キヲイフ

第三百三十九條ヨリ第三百四十二條マテ及ヒ第三百四十四條云々

證人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ一日ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

第三百四十二條 控訴ノ對手人ハ其裁判言渡アルマテ何時ニテモ附帶ノ控訴ヲ爲ス可キ得但附帶ノ控訴ハ公廷ニ於テ直チニ之ヲ申立ルコトヲ得

第三百四十三條 控訴ニ係ル事件ハ輕罪ノ裁判ヲ爲スニ付キ定メタル規則ニ從ヒ之ヲ裁判ス可シ

檢察官其他訴訟關係人ハ裁判長ノ允許ヲ得ルニ非サレハ新ナル證人又ハ始審ニ於テ陳述シタル證人ヲ呼出ス可キ得ス

本條ハ違警罪ノ控訴ニ付キ定メタル規則ヲ輕罪ニ適用スルコトヲイフ

檢察官其他訴訟關係人ハ云々

第三百四十四條 控訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ原裁判言渡ヲ認可スルノ言渡ヲ爲シ又ハ之ヲ取消シ

更ニ裁判言渡ヲ爲ス可シ

被告人ノミ控訴ヲ爲シタル時ハ原裁判言渡ヨリ重キ刑ヲ言渡ス可キ得ス

私訴ニ付テノ控訴ノ裁判ハ通常民事ノ規則ニ從フ

第三百四十五條 第三百三十一條以下ノ規則ハ控訴ノ闕席裁判ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人ハ違警罪事件ノ終審ノ對審裁判言渡ニ對シ上告ヲ爲ス可キ得

ノ判決ニ對シ  
故ノモリトシテ  
ザルヲ以テナ  
重罪裁判ニ於  
テハ左ノ條件  
ニ因テ公訴ヲ  
受理ス

第三章 輕罪公判

第二百四十七條 輕罪裁判所ニ於テハ左ノ條件ニ因

テ公訴ヲ受理ス

一 檢察官ノ請求ニ因リ書記局ヨリ被告人ニ對シ發  
シタル呼出狀

二 豫審判事輕罪裁判所會議局又ハ上等ノ裁判所ノ  
判決ニ因リ其事件ヲ移スノ言渡

第二百四十八條 呼出狀ニ付テハ第三百二十二條第

三百二十三條ノ規則ニ從フ

第二百四十九條 被告事件罰金ノ刑ニ該ル可キ時ハ

ラザルナリ  
公訴狀ニハ左  
ノ條件ヲ記載  
ス可シ  
本條ニ於テハ  
公訴狀ニ關シ  
可カラザル條  
件則チ第一項  
ヨリ第四項ニ  
至ルマデ指  
定ス

代人ヲシテ出廷セシムルヲ得可キ旨ヲ呼出狀ニ

記載ス可シ

民事原告人及ヒ民事擔當人ハ代人ヲシテ出廷セシ

ムルヲ得

第二百五十條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少

クトモ一日ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

第二百五十一條 第三百二十四條ノ規則ハ豫審ヲ經

サル輕罪事件ニモ亦之ヲ適用ス

第二百五十二條 檢察官ハ裁判長ヨリ被告人ノ氏名

年齢職業住所及ヒ出生ノ地ヲ問ヒタル後被告事件

二非サル數箇ノ重罪ヲ記載シタル云々  
同一ノ被告人ニシテ相附帶セザル數箇ノ重罪ニ付キ許ヘラルハ、アリ其場合實際僅少ナラス此ハ場合ニ於テ數罪ニ付キ各々送付ノ言渡ヲナスヲ要セズ又數箇ノ公訴狀ヲ作ルヲ要セザルナリ  
書記ハ被告人出廷ヨリ少ク

ヲ陳述ス可シ

民事原告人ハ被害事件ヲ證明ス可シ

調書又ハ申立書アル時ハ書記ヲシテ之ヲ朗讀セシ

メ次ニ原被證人ノ陳述ヲ聽キ且證據物件ヲ被告人

ニ示シ辯解ヲ爲サシム可シ

被告人及ヒ民事擔當人ハ答辯ヲ爲ス可シ

第三百五十三條 檢察官ハ法律ノ適用ニ付キ其意見ヲ陳述ス可シ

民事原告人ハ要償ニ付キ其意見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ民事擔當人ハ更ニ答辯ヲ爲ス可シ得

トモ五百前ニ云々

公訴狀ハ殊ニ被告人ニ對スル証憑ヲ舉示スルモノナルヲ以テ被告人ヲシテ其辯護ノ豫備ヲ爲サレムルタメ其騰本ヲ送達シ又被告人姓名アル片ハ各自ニ騰本ヲ交付ス可シトス

第三百五十四條 罰金ノ刑ニ該ル可キ被告人又ハ第

二百六十九條ノ規則ニ從ヒ闕席裁判ヲ爲ス可シ得

可キ被告人其呼出ノ日時ニ出廷セサル時ハ闕席裁判ヲ爲ス可シ

第三百五十五條 闕席裁判ニ關スル第三百三十一條

ヨリ第三百三十四條マテノ規則ハ此章ニモ亦之ヲ

適用ス

第三百五十六條 闕席裁判ニ因リ禁錮ノ刑ノ言渡ヲ

受ケタル被告人ハ左ノ場合ヲ除クノ外刑ノ期滿免

除ニ至ルマテ故障ヲ爲ス可シ得